

第 7 回

石巻地域合併協議会

〔 開催日：平成15年11月27日(木) 〕
〔 場 所：石巻ルネッサンス館 〕

石巻地域合併協議会事務局

第7回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

- 報告第 33 号 石巻地域合併協議会第1小委員会について・・・ P 1
報告第 34 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について・・・ P 5

協議事項

- 協議第 3 号の 1 新市の名称（協定項目 3）について・・・ P 8
協議第 4 号の 1 新市の事務所の位置（協定項目 4）について・・・ P 9
協議第13号の 3 財産の取扱い（協定項目 5）について・・・ P 10
協議第22号の 1 消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）について・・・ P 11
協議第23号の 1 障害者福祉事業の取扱い（協定項目25-11）について・・・ P 12
協議第24号の 1 下水道事業の取扱い（協定項目25-25）について・・・ P 13

提案事項

- 協議第 25 号 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について（その1）・・・ P 15
協議第 26 号 ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目25-17）について・・・ P 28
協議第 27 号 建設関係事業の取扱い（協定項目25-23）について・・・ P 51
協議第 28 号 公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目25-26）について・・・ P 73

その他

- ・第8回 石巻地域合併協議会の日程について・・・ P 85

第7回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年11月27日(木)
午前9時30分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 33 号 石巻地域合併協議会第1小委員会について

報告第 34 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

(2) 協議事項

協議第3号の1 新市の名称(協定項目3)について

協議第4号の1 新市の事務所の位置(協定項目4)について

協議第13号の3 財産の取扱い(協定項目5)について

協議第22号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

協議第23号の1 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について

協議第24号の1 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

(3) 提案事項

協議第 25 号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)

協議第 26 号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

協議第 27 号 建設関係事業の取扱い(協定項目25-23)について

協議第 28 号 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25-26)について

(4) その他

・第8回 石巻地域合併協議会の日程について

5 そ の 他

6 閉 会

報告第 3 3 号

石巻地域合併協議会第 1 小委員会について

石巻地域合併協議会第 1 小委員会（第 3 回）について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年11月25日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第1小委員会
委員長 山下壽郎

石巻地域合併協議会第1小委員会（第3回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第3回石巻地域合併協議会第1小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年11月22日(土) 午前9時00分から

開催場所 宮城県石巻合同庁舎 5階 大会議室

出席委員 18名出席

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

神山庄一郎(河北町2号委員)

萬代壽一(牡鹿町4号委員)

2 協議事項

(1) 新市の名称候補名の選定について

第1小委員会資料(P1~P21)のとおり,事務局から説明を受け,協議の結果を次のとおり確認し,当小委員会として「石巻市(いしのまき市)が適当である」との附帯意見を付して,次回第7回協議会に提案するよう会長に報告することとした。

なお,懸賞の決定方法については,後日協議とすることとした。

新市の名称(協定項目3)
<p>新市の名称は「 」とする。</p> <p>新市の名称候補</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石巻市(いしのまきし) 2. いしのまき市(いしのまきし) 3. 新石巻市(しんいしのまきし) 4. 南三陸市(みなみさんりくし) 5. 日和市(ひよりし) 6. 石の巻市(いしのまきし)

【意見】

・新市の名称の選定基準等について

応募数の上位5点を候補として,協議会へ提案したかどうか。

ほとんどの市町で「石巻市」が上位なので,小委員会として「石巻市」と決定したかどうか。

応募数の多い順ではなく,新市名としてふさわしい名称を2点か3点に絞って報告したかどうか。

応募数からみても「石巻市」という名称が多いので,その結果を尊重して,ひらがなの「いしのまき市」や「石の巻市」など表し方が違うものを候補として報告したかどうか。

・全ての記載事項を満たさない応募について

小委員会資料(P5)のとおり,OKエラーの取扱いとし懸賞の対象からは除くことで確認した。

(2) 新市の事務所の位置について

第1小委員会資料(P23～P29)のとおり事務局から説明を受け、協議の結果、今までの確認事項をとりまとめた調整方針(案)として次のとおり確認し、次回第7回協議会に提案するよう会長に報告することとした。

新市の事務所の位置(協定項目4)について

【調整方針案】(本庁一部分散方式)

新市の事務所の位置は、次のとおりとする。

- 1 新市の事務所の位置は、現在の石巻市役所の位置とする。
- 2 新市の事務所の設置方式は、本庁方式とし、当分の間、行政組織の一部を分散するものとする。なお、その分散する組織は合併時まで調整する。
- 3 現在の河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。なお、支所の方式は、当分の間、総合支所方式とする。その機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併時まで調整する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、新市において速やかに検討を開始するものとする。

【意見】

支所の方式について、「当分の間は～」とあるが、どの程度の期間を想定しているのか。

新庁舎建設を考慮し、総合的に考えていかなければならない。(事務局回答)

庁舎視察をし、合併後速やかに(2年くらい)新庁舎建設にとりかかった方がよいと思う。

物理的に2年という期間では難しいので、5～6年の幅をもたせて検討した方がよいと思う。

(3) 今後のスケジュールについて

- ・現在応募市名の提案理由等を取りまとめ中なので、事務局より第8回協議会終了後に開催したいとの提案があり、次のとおり確認した。

開催日 平成15年12月11日(木) 協議会終了後

場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

報告第 3 4 号

石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

石巻地域合併協議会第 2 小委員会（第 5 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年11月17日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会
委員長 武者賢三

石巻地域合併協議会第2小委員会（第5回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第5回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年11月13日(木) 午前11時00分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

” 2階 ディスカッションルーム

出席委員 21名

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

阿部敏男(牡鹿町4号委員)

齊藤正(河北町4号委員)

2 協議事項

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

・委員から、「異議がなければ調整方針を決定し、協議会へ提案したらどうか」との意見があり、事務局で事前に準備していた調整方針(案)について協議したところ、「継続協議としてほしい」との発言があり、継続協議とすることで確認した。

なお、12月に開催される第8回協議会において農業委員会関係を提案するために、11月27日(木)の第7回協議会の終了後に次回会議を開催することで確認した。

(2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

各々の委員から、自分の主張する意見に関して補足説明等の意見聴集をしたが、意見集約に至らなかった。住民の意見を尊重するためにも、11月後半から12月中旬にかけて開催される住民懇談会の終了後に委員会を開催し、再度各委員から原則、在任特例、定数特例に関する意見を聞き、協議会へ提案する報告書の基本的案文を作成する方向で確認した。

(3) 次回開催日程について

開催日 平成15年11月27日(木)協議会終了後

場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

協議第 3 号の 1

新市の名称(協定項目 3)について

新市の名称について，次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	新市の名称(協定項目 3)
調整方針	新市の名称は「 」とする。 新市の名称候補 1 . 石巻市 (いしのまきし) 2 . いしのまき市 (いしのまきし) 3 . 新石巻市 (しんいしのまきし) 4 . 南三陸市 (みなみさんりくし) 5 . 日和市 (ひよりし) 6 . 石の巻市 (いしのまきし)

平成 15 年 8 月 28 日 (第 1 小委員会付託)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第4号の1

新市の事務所の位置(協定項目4)について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	新市の事務所の位置(協定項目4)
調整方針	<p>新市の事務所の位置は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新市の事務所の位置は、現在の石巻市役所の位置とする。2 新市の事務所の設置方式は、本庁方式とし、当分の間、行政組織の一部を分散するものとする。なお、その分散する組織は合併時までに調整する。3 現在の河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。なお、支所の方式は、当分の間、総合支所方式とする。その機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併時までに調整する。4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、新市において速やかに検討を開始するものとする。

平成15年 8月28日(第1小委員会付託)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第13号の3

財産の取扱い（協定項目5）について

財産の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項目	財産の取扱い（協定項目5）
調整方針	1市6町の保有する財産及び債権債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成15年10月9日（確認・継続協議）

平成15年10月24日（確認・継続協議）

平成15年11月13日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 2 2 号の 1

消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）について

消防防災関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）
調整方針	<p>消防防災関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新市において防災会議を設置するとともに，速やかに地域防災計画を策定する。なお，計画が策定されるまでの間は，合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。2 災害発生時においては，本庁に災害対策本部を設置し，現地に現地災害対策本部を置く。3 防災行政無線は，当面，現行のとおりとし，新市において一体的な活用を図る。4 自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については，石巻市の例により実施する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 2 3 号の 1

障害者福祉事業の取扱い（協定項目 25-11）について

障害者福祉事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	障害者福祉事業の取扱い（協定項目 25-11）
調整方針	<p>障害者福祉事業については，国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし，個別調整方針については，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 障害者基本計画については，新市において新たに計画を策定する。2. 障害者団体については，合併後，速やかに統合できるよう調整に努める。3. 重度身体障害者居宅整備事業については，国の助成基準を基本に合併時に統一する。4. 障害者スポーツ大会については，新市において大会を一本化することとし，新市において調整する。5. 在宅障害者社会活動等支援事業については，新市においても石巻市の例により継続して実施する。なお，視覚障害者介添人派遣事業については，支援費で実施することで調整する。また，声の市報の実施方法については，合併時まで調整する。6. 福祉タクシー（障害者）利用助成事業及び自動車燃料費給付事業については，新市において，タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし，対象者及び助成内容については，合併時まで調整する。7. 障害者小規模作業所，精神障害者小規模作業所及び障害児拠点療育事業については，新市においても継続して実施する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 2 4 号の 1

下水道事業の取扱い（協定項目 25-25） について

下水道事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	下水道事業の取扱い（協定項目 25-25）
調整方針	<p>下水道事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 下水道に関する事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後，速やかに事業計画を策定し事業の推進を図る。2 下水道使用料については，現行のとおり新市に引き継ぎ，段階的に調整し，合併後 5 年以内に統一料金とする。また，農業集落排水事業に係る使用料については合併後 5 年以内に公共下水道との整合性を図る。 なお，徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。3 下水道事業受益者負担金（分担金）については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後 5 年以内に算定基準の統一を図る。また，前納報奨金制度については合併後 5 年以内に廃止する。 なお，負担金の減免，督促手数料，延滞金については石巻市の例により合併時に統一する。4 普及促進対策に係る助成制度については，既存の制度等を再編し，合併時に新たな制度として創設する。 なお，各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。5 排水設備工事指定店の指定手数料については石巻市，牡鹿町の例により合併時に統一する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 2 5 号

社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)について (その 1)

社会・児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)
調整方針	<p>社会・児童福祉事業のうち、社会福祉事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 民生委員・児童委員の合併後の改選に伴う定数については新市において調整する。2 民生委員推薦会に関するることについては、各市町最低 1 名以上の委員を選任し、総委員数は現時点の上限 1 4 名とする。3 災害見舞金支給に関するることについては、法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時まで調整する。4 日本赤十字社に関するることについては、石巻市の例により合併時に統一するが、社費は一人当たり 5 0 0 円以上とする。 なお、協賛委員会委員数については合併時まで調整する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い
調整方針	<p>社会・児童福祉事業のうち、社会福祉事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1 民生委員・児童委員の合併後の改選に伴う定数については新市において調整する。</p> <p>2 民生委員推薦会に関することについては、各市町最低1名以上の委員を選任し、総委員数は現時点の上限14名とする。</p> <p>3 災害見舞金支給に関することについては、法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時まで調整する。</p> <p>4 日本赤十字社に関することについては、石巻市の例により合併時に統一するが、社費は一人当たり500円以上とする。</p> <p>なお、協賛委員会委員数については合併時まで調整する。</p>		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(1) 民生委員・児童委員に関すること	<p>【概要等】 民生委員は地域福祉の向上を図るため厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者であり、児童委員を兼ねている。民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされている。それぞれ町内会又は行政区ごとに担当する区域を有している。</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 203人 主任児童委員 20人</p>	<p>【概要等】 同左</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 37人 主任児童委員 2人</p>	<p>【概要等】 同左</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 15人 主任児童委員 2人</p>	<p>【概要等】 同左</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 36人 主任児童委員 2人</p>
(2) 民生委員推薦会に関すること	<p>【名称】 石巻市民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 民生委員候補者が推薦基準を満たしているかどうか、個人審議をし県へ推薦する。</p> <p>【委員構成】 議会議員1名 民生委員1名 社会福祉事業の実施に係のある者1名 市区町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者1名 教育に係のある者1名 関係行政機関の職員1名 学識経験者1名 合計 7人</p> <p>【報酬】 委員長 4,500円 委員 4,000円</p>	<p>【名称】 河北町民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 同左</p> <p>【委員構成】 町議会議員2名 民生委員2名 社会福祉事業の実施に係のある者2名 市区町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者2名 教育に係のある者2名 関係行政機関の職員2名 学識経験者2名 合計 14名</p> <p>【報酬】 委員長 7,500円 委員 7,400円</p>	<p>【名称】 雄勝町民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 同左</p> <p>【委員構成】 議会議員1名 民生委員1名 社会福祉事業の実施に係のある者1名 市区町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者1名 教育に係のある者1名 関係行政機関の職員1名 学識経験者1名 合計 7人</p> <p>【報酬】 委員 7,100円</p>	<p>【名称】 河南町民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 同左</p> <p>【委員構成】 議会議員1名 民生委員1名 社会福祉事業の実施に係のある者1名 市区町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者1名 教育に係のある者1名 関係行政機関の職員1名 学識経験者1名 合計 7人</p> <p>【報酬】 委員長 8,000円 委員 8,000円</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【概要等】 同左</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 17人 主任児童委員 2人</p>	<p>【概要等】 同左</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 10人 主任児童委員 2人</p>	<p>【概要等】 同左</p> <p>【定数】 民生委員児童委員 18人 主任児童委員 2人</p>	<p>合併後の改選に伴う定数については新市において調整する。</p>
<p>【名 称】 桃生町民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 同左</p> <p>【委員構成】 町議会議員1名 民生委員1名 社会福祉事業の実施に係のある者1名 行政連絡区長の代表者1名 教育に係のある者1名 関係行政機関の職員1名 学識経験者1名 合計 7人</p> <p>【報酬】 委員長 7,400円 委員 7,100円</p>	<p>【名 称】 北上町民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 同左</p> <p>【委員構成】 町議会議員1名 民生委員1名 社会福祉事業の実施に係のある者1名 市区町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者1名 教育に係のある者1名 関係行政機関の職員1名 学識経験者1名 合計 7人</p> <p>【報酬】 委員長 7,300円 委員 7,100円</p>	<p>【名 称】 牡鹿町民生委員推薦会</p> <p>【活動内容】 同左</p> <p>【委員構成】 民生委員1名 社会福祉事業の実施に係のある者1名 市区町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者1名 教育に係のある者1名 関係行政機関の職員1名 学識経験者1名 合計 6人</p> <p>【報酬】 委員長 7,400円 委員 7,300円</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(3) 災害見舞金支給に関すること	<p>石巻市災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 災害弔慰金 死亡者が生計を維持していた場合 5,000,000円 その他の場合 2,500,000円 災害障害見舞金 当該障害者が災害により負傷・疾病にかかった場合 2,500,000円 その他の場合 1,250,000円 災害支援資金の限度額等 1 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷がある世帯で イ 家財の1/3以上の損害 1,500,000円 ロ 家財の損害があり住居の損害がない場合 2,500,000円 ハ 住居が半壊した場合 2,700,000円 ニ 住居が全壊した場合 3,500,000円 2 世帯主の負傷がなく次のいずれかに該当 イ 家財の損害があり住居の損害がない場合 1,500,000円 ロ 住居が半壊した場合 1,700,000円 ハ 住居が全壊した場合 2,500,000円 ニ 住居の全体が滅失または流失した場合 3,500,000円 3 1のハ又は2のロ、ハにおいて住居を建て直す際に残存部分を取り壊す等の特別の事情がある場合 1のハ 2,700,000円 3,500,000円 2のロ 1,700,000円 2,500,000円</p>	<p>河北町災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 同左</p>	<p>雄勝町災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 同左</p>	<p>河南町災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 同左</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会		分科会名	社会・児童福祉分科会
況			調整の具体的内容	
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
桃生町災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 同左	北上町災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 同左	牡鹿町災害弔慰金の支給に関する条例 【内容】 同左	法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時までに調整する。	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(3) 災害見舞金支給に関する事	<p>石巻市災害援護条例</p> <p>【目的】 災害(暴風,豪雨,洪水,高潮,地震,津波,その他異常な自然現象によるもののほか火災)により被害を受けた市民を援護し,もってその生活の安定に資する。</p> <p>【内容】 災害弔慰金 世帯主 一人当たり 300,000円 世帯員 " 200,000円 負傷見舞金 負傷(2ヶ月以上) " 20,000円 負傷(1ヶ月以上) " 10,000円 損害見舞金 全焼(壊)世帯 50,000円 世帯員 5,000円 半焼(壊)世帯 30,000円</p>	<p>河北町火災見舞金支給に関する規則</p> <p>【目的】 火災により被害を受けた町民に対する火災見舞金の支給を行い,もって町民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>【内容】 弔慰金 火災により死亡した町民の遺族(同一生計)に対し一人当たり50万円を支給。 負傷見舞金 火災により負傷した町民に対し支給。 療養期間2ヶ月以上の者一人につき2万円 療養期間1ヶ月以上の者一人につき1万円 損害見舞金 火災により住居に損害を受けた世帯 ・住居が全損した場合 一世帯につき20万円 ・住居が半損した場合 一世帯につき10万円</p>	【該当なし】	【該当なし】	
(4) 日本赤十字社に関する事	<p>【組織】 ・日本赤十字社宮城県支部石巻市地区事務局</p> <p>・同地区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 1名 委員 12名 常任幹事 2名</p> <p>【事業概要】 石巻市地区赤十字大会 青少年赤十字の育成 救護活動 災害救助訓練の実施 医療保険等社会活動に対する支援 非常用移動炊飯器の配備 国際救援活動の推進 血液事業の推進 各種会議・研修会等への参加</p>	<p>【組織】 ・日本赤十字社宮城県支部石巻地区河北町分区事務局</p> <p>・同分区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 3名 委員 36名</p> <p>【事業概要】 救護活動 災害救助訓練の実施 医療保険等社会活動に対する支援 非常用移動炊飯器の配備</p>	<p>【組織】 ・日本赤十字社宮城県支部石巻地区雄勝町分区事務局</p> <p>・同分区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 1名 委員 24名</p> <p>【事業概要】 救護活動 非常用移動炊飯器の配備 各種会議・研修会等への参加</p>	<p>【組織】 ・日本赤十字社宮城県支部石巻地区河南町分区事務局</p> <p>・同分区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 2名 委員 33名</p> <p>【事業概要】 青少年赤十字の育成 献血推進事業への助成 地域赤十字奉仕団特別事業の実施(独居老人等給食サービス助成事業) 救護活動 非常用移動炊飯器の配備 各種会議・研修会等への参加 死亡時事務(社員が死亡した場合に弔辞を出す。)</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>桃生町住宅火災見舞金支給に関する規則</p> <p>【目的】 住宅の火災により物資及び精神的に損害を受けた世帯に対し、見舞金等を支給することにより、罹災世帯の福利厚生に寄与する。</p> <p>【内容】 1 見舞金の額等 自宅居住世帯 ・全焼(損害70%以上) 20万円 ・半焼(損害70%未満20%以上) 10万円 ・部分焼(損害20%未満) 3万円 賃家等居住世帯 上記の損害の程度に応じて、それぞれ5万円, 3万円, 1万円を支給する。 2 弔慰金の額等 火災により、当該世帯に属する親族が死亡した場合葬祭を行うものに対し、30万円を支給。</p>	<p>北上町住宅火災見舞金支給に関する要綱</p> <p>【目的】 住宅の火災により物資的及び精神的に損害を受けた世帯に対し見舞金を支給することにより罹災世帯の福利厚生に寄与することを目的とする。</p> <p>【見舞金の額】 1 自宅居住世帯 (1)全焼した場合 20万円 (2)半焼及び部分焼した場合 10万円～3万円の範囲でその都度協議し決定する。 2 賃家等居住世帯 (1)全焼した場合 5万円 (2)半焼及び部分焼した場合 3万円～1万円の範囲でその都度協議し決定する。</p>	<p>【該当なし】</p>	
<p>【組織】</p> <p>・日本赤十字社宮城県支部石巻地区桃生町分区事務局</p> <p>・同分区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 1名 委員 23名</p> <p>【事業概要】</p> <p>救護活動 災害救助訓練の実施 一人暮らし老人昼食会の開催 非常用移動炊飯器の配備 災害救援募金活動の推進 血液事業の推進 各種会議・研修会等への参加</p>	<p>【組織】</p> <p>・日本赤十字社宮城県支部石巻地区北上町分区事務局</p> <p>・同分区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 1名 協賛委員 26名</p> <p>【事業概要】</p> <p>非常用移動炊飯器の配備</p>	<p>【組織】</p> <p>・日本赤十字社宮城県支部石巻地区牡鹿町分区事務局</p> <p>・同分区協賛委員会 委員長 1名 副委員長 1名 委員 21名</p> <p>【事業概要】</p> <p>総合防災訓練及び原子力防災訓練(炊き出し訓練) 救護活動 非常用移動炊飯器の配備 各種会議・研修会等への参加</p>	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
(4) 日本赤十字社に関する事	一時、永住帰国者の援護 日本赤十字社宮城県支部石巻市地区協賛委員会開会 【社費】 1社員550円以上の協力を要請	【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【社費】 1社員500円以上の協力を要請	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会		分科会名	社会・児童福祉分科会
況			調整の具体的内容	
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
【社費】 1社員500円以上の 協力を要請	【社費】 1社員500円以上の 協力を要請	【社費】 1社員600円以上の 協力を要請		

社会・児童福祉事業の取扱いについて

1 提案の理由

社会・児童福祉事業のうち社会福祉事業については、その多くが民生委員法、児童福祉法などの法令に基づき事務事業を実施しているため、市町間での相違がほとんどありません。また、市町の単独事業で、合併に際して、住民福祉の低下を招かないよう調整することが可能なものについては、合併後も引き続き実施することを調整方針としています。

2 社会福祉事業に関する法令(抜粋)

民生委員法

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第3条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

児童福祉法

第4節 児童委員

第12条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
 - 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。
- 第12条の2 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - (4) 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - 3 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

災害弔慰金の支給等に関する法律

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。
- 2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。
 - 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり500万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(災害障害見舞金の支給)

- 第8条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。
- 2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり250万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(法第3条第3項に規定する政令で定める額)

第1条の2 法第3条第3項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(法第8条第2項に規定する政令で定める額)

第2条の2 法第8条第2項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

3 他市先進事例

新潟県佐渡市等合併協議会 (H16.3.1 合併予定 人口72,173人)

1 福祉全般

(1) 民生委員・児童委員は現行のとおりとし、新市の民生委員協議会を組織する。

民生委員推薦会は10人以内で合併後組織し、民生委員定数を合併後検討する。

(中略)

(3) 災害弔慰金、罹災見舞金は合併時に統一する。ただし、合併の期日に属する年度は現行のとおりとする。

弔慰金:世帯主死亡500万円,その他250万円

被災見舞金:居宅の半焼又は半壊以上2万円

愛媛県宇摩合併協議会 (H16.4.1 合併予定 人口94,326人)

・災害援護事業のうち、国・県の制度に基づくものは現行のまま新市に引き継ぐ。また、単独部分については土居町の例による。

・日本赤十字関係については、合併と同時に支部を一本化すべく調整する。

岐阜広域圏合併協議会 (H17.3までに合併予定 人口541,504人)

・災害見舞金については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする

・災害援護資金については、現行のとおりとする

・災害弔慰金については、現行のとおりとする

佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町・富士町合併協議会 (H17.3までに合併予定 人口241,406人)

社会福祉関係事業

・各町の民生委員児童委員協議会は、新市の地区協議会に移行し、委員活動費と地区運営費を佐賀市の例により統一する。

栃木県佐野市・田沼町・葛生町合併協議会 (H17.2.28 合併予定 人口128,282人)

その他の福祉事業

・災害見舞金については、合併時に、住家は田沼町の制度を適用し、住家以外の建築物は佐野市の制度を適用する。災害弔慰金、負傷見舞金、学用品等給与金については、合併時に佐野市の制度を適用する。

ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25 - 17）について

ごみ処理対策事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25 - 17）
調整方針	<p>ごみ処理対策事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理計画については，石巻市の例を基本とし，合併後速やかに策定する。 2 ごみの収集・運搬体制等 <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみの分別品目については，石巻市の例（18 分別）を基本とし，合併時に統一する。 (2) 指定収集袋については，合併時に統一する。ただし，各市町の現行のごみ袋は，合併後もなくなるまで使用できることとする。資源ごみのうち，空きびん類及びスプレー缶等の排出方法については，石巻市の例を基本としてコンテナ方式を採用し，合併時に統一する。 (3) 収集方法については，燃やせるごみは現行のとおりとし，それ以外のごみは業者委託することとし，委託方法は合併時まで調整する。収集回数については，合併時に統一（指定日収集）する。 (4) 粗大ごみの有料化については，実施 4 町（河北町，雄勝町，桃生町，北上町）の例を基本とし，合併時に統一する。 (5) ごみ集積所については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (6) 収集しないごみ及び家電 4 品目の取扱いについては，石巻市の例により，合併時に統一する。 3 集団資源回収については，回収品目を紙類，びん類及び缶類（アルミ缶，スチール缶）に統一する。回収補助金等については，品目に関わらず補助単価を，合併時，石巻市は団体 3 円・業者 1 円，その他 6 町は団体 3 円・業者 2 円とし，合併後 3 年以内に統一する。 4 各市町が所有するごみ焼却施設については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 一般廃棄物最終処分場 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各市町が所有する一般廃棄物最終処分場については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 搬入承認事務及び処理手数料等については，合併時まで調整する。

調整方針	<p>6 一般廃棄物処理業の許可</p> <p>(1) 既存の許可については、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。 更新時については、新市において策定した許可方針・基準により許可する。許可方針・基準については、石巻市の例を基本に、新市での許可に支障のない時期までに策定する。</p> <p>(2) 申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により 10,000 円とする。再交付手数料については、石巻市の例により 3,000 円とする。</p> <p>7 浄化槽清掃業の許可</p> <p>(1) 既存の許可については、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により 10,000 円とする。再交付手数料については、石巻市の例により 3,000 円とする。</p> <p>8 し尿処理</p> <p>(1) し尿の処理方法については、許可業者による汲取り方式とし、処分先は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 汲取り料金については、当面現行のとおりとし、新市において業者と協議し調整する。</p>
------	--

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	<p>ごみ処理対策事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 一般廃棄物処理計画については、石巻市の例を基本とし、合併後速やかに策定する。</p> <p>2 ごみの収集・運搬体制等</p> <p>(1) ごみの分別品目については、石巻市の例(18分別)を基本とし、合併時に統一する。</p> <p>(2) 指定収集袋については、合併時に統一する。ただし、各市町の現行のごみ袋は、合併後もなくなるまで使用できることとする。資源ごみのうち、空きびん類及びスプレー缶等の排出方法については、石巻市の例を基本としてコンテナ方式を採用し、合併時に統一する。</p>		

項 目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
1 一般廃棄物処理計画	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p> <p>【内容】 ・石巻市一般廃棄物処理基本計画 ・石巻市一般廃棄物処理実施計画</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p> <p>【内容】 ・河北町一般廃棄物処理計画</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p> <p>【内容】 ・河南町一般廃棄物処理基本計画 ・河南町一般廃棄物処理実施計画</p>	
2 ごみの収集・運搬体制等	(1) ごみの分別品目	<p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ びん(生きびん除く) 缶 その他の燃やせないごみ 特殊ごみ</p> <p>3 粗大ごみ</p> <p>4 資源ごみ ペットボトル 発泡スチロール、食品トレイ 生きびん 新聞 雑誌 段ボール 紙バック</p> <p>以上、13分別を行っている。</p>	<p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ</p> <p>3 粗大ごみ</p> <p>4 有害ごみ</p> <p>5 厚手の布類(布団・座布団等)</p> <p>6 資源ごみ ペットボトル 生きびん 無色透明びん 茶色のびん その他のびん 缶類 紙類(紙バック類・ダンボール・新聞紙等) 金属類</p> <p>以上、13分別を行っている。</p>	<p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ</p> <p>3 粗大ごみ</p> <p>4 有害ごみ</p> <p>5 資源ごみ(11分別) ペットボトル 生きびん(一升びん・ビールびん等) 無色透明びん 茶色のびん その他のびん 空き缶類(アルミ・スチール) 新聞紙(チラシ混入可) 雑誌・古本(上・中質紙、ノート等の混入可) ダンボール 紙バック 布類(主に綿の繊維製品)</p> <p>以上、15分別を行っている。</p>	
	(2) ごみの収集方法等	<p>紙屑類、木屑類、プラスチック類(ペットボトル除く)ゴム・皮革類、生ごみ、資源物以外のせんい製品等</p>	<p>左記以外に衣類</p>	<p>紙屑類、木屑類、プラスチック類(ペットボトル除く)ゴム・皮革類、生ごみ、資源物以外のせんい製品等</p>	<p>紙屑類、木屑類、プラスチック類(ペットボトル除く)ゴム・皮革類、生ごみ、資源物以外のせんい製品等</p>
燃やせるごみ	排出方法	市指定袋(半透明)	町指定袋(半透明 赤文字)	町指定袋(半透明)	町指定袋(半透明)
	排出場所	可燃ごみ集積所	ごみ集積所	可燃ごみ集積所	ごみ集積所
	収集方法	直営及び一部地区業者委託(直営14台、委託1台)	直営及び土曜日は委託(直営2台)	業者委託	業者委託(委託2台)
	収集回数	週2回収集(月・木地区と火・金地区)	週2回収集(月・木、火・金、水・土曜日)	週2回収集(火・金地区と水・金地区)	週2回収集(月・木地区と火・金地区)
	処分先	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
<p>(3) 収集方法については、燃やせるごみは現行のとおりとし、それ以外のごみは業者委託することとし、委託方法は合併時まで調整する。収集回数については、合併時に統一(指定日収集)する。</p> <p>(4) 粗大ごみの有料化については、実施4町(河北町、雄勝町、桃生町、北上町)の例を基本とし、合併時に統一する。</p> <p>(5) ごみ集積所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 収集しないごみ及び家電4品目の取扱いについては、石巻市の例により、合併時に統一する。</p> <p>3 集団資源回収については、回収品目を紙類、びん類及び缶類(アルミ缶、スチール缶)に統一する。回収補助金等については、品目に関わらず補助単価を、合併時、石巻市は団体3円・業者1円、その他の6町は団体3円・業者2円とし、合併後3年以内に統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p> <p>【内容】 ・北上町一般廃棄物処理計画</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保するため必要な実施計画を策定する。</p> <p>【内容】 ・牡鹿町一般廃棄物処理基本計画</p>	<p>石巻市の例を基本とし、合併後速やかに策定する。</p>
<p>1 燃やせるごみ 2 資源ごみ(7分別) 缶類 生きびん(1升びん・ビールびん等) 無色透明びん 茶色のびん その他のびん ペットボトル 紙類(新聞・雑誌(広告類含む)・段ボール) 3 特殊ごみ(蛍光管・電球・乾電池・水銀電池などの有害ごみ) 4 燃やせないごみ 缶以外の金物類 その他の燃やせないごみ 5 粗大ごみ</p> <p>以上12分別を行っている。</p>	<p>1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ びん(生きびん除く) 缶 その他の燃やせないごみ 特殊ごみ 3 粗大ごみ 4 資源ごみ ペットボトル 発泡スチロール、食品トレイ 生きびん 新聞 雑誌 段ボール 紙パック 布類</p> <p>以上、14分別を行っている。</p>	<p>1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ 3 粗大ごみ 4 資源ごみ ペットボトル ガラスびん 缶類 新聞紙 雑誌・古本 紙パック</p> <p>以上、9分別を行っている。</p>	<p>石巻市の例(18分別)を基本とし、合併時に統一する。</p>
<p>紙くず類・布・繊維類・木くず類 プラスチック類(ペットボトル除く)・ゴム・皮革類・厨芥類</p>	<p>紙屑類、木屑類、プラスチック類(ペットボトル除く)・ゴム・皮革類、生ごみ、資源物以外のせんい製品等</p>	<p>紙くず、ダンボール、紙おむつ、木くず、庭木の枝、板きれ、プラスチック製品、発泡スチロール・パック類、ビニール類、ゴム・皮・布製品、台所から出る生ごみ少量の貝殻類</p>	<p>石巻市の例を基本に、合併時に統一する。</p>
町指定袋(半透明)	町指定袋(赤字印刷半透明)	町指定袋(半透明)	新市指定収集袋((6)指定収集袋の項目参照)とする。
ごみ集積所	地区ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
直営	一部事務組合	業者委託	
週2回収集(水・土)	週2回収集(月・木)	週3回収集(月・水・金地区と火・木・土地区)	週2回収集とする。
石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	牡鹿町クリーンセンター	現行のとおりとする。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
燃やせないごみ	ごみの内容	土、石、灰、貝殻、土付き雑草、瀬戸物、化粧びん、ガラス屑、布団・毛布・ジュータン類、乾電池等	ジュースびん、ドリンクびん、ジュース缶、缶詰缶、スプレー缶、瀬戸物、鍋、乾電池、電球、体温計	土、石、灰、貝殻、土付き雑草、瀬戸物、化粧びん、ガラス屑、乾電池等	瀬戸物、化粧びん、ガラス屑、布団・毛布・ジュータン類、小型家電(家電4品目は除く)、小型金属類等
	排出方法	市指定袋(半透明)及び布団等は縛って出す。	町指定袋(半透明)、特殊ごみは透明な袋など	袋の指定はないが、種類ごとに区分	任意の袋等及び布団等は縛って出す。
	排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	収集方法	業者委託(委託9台、粗大・有害・資源ごみ含む)	業者委託	業者委託	業者委託(委託2台)
	収集回数	月1回(指定日収集)	月2回、但し町区は月4回(指定日収集)	月1回(第2木曜日)	月1回(指定日収集)
処分先	一般廃棄物最終処分場(大衡山埋立地)	有価物は売却、処理困難物は委託処理、投棄物は埋立	雄勝町一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場及び併設の資源回収センター	
粗大ごみ	ごみの内容	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類、自転車等	家電・電化・ガス用品、家具・建具類、趣味・その他用品、家電リサイクル4製品は相談により収集	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類、自転車等	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)、家具類(スチール)、自転車類、焼却灰、金属類等
	排出方法	そのまま出す。	粗大ごみ処理券を添付して出す。	そのまま出す。	そのまま出す。
	排出場所	不燃ごみ集積所	排出者の自宅門口	予約制及び直接持込	一般廃棄物最終処分場及び併設の資源回収センター
	収集方法	業者委託(無料収集)	業者委託(有料収集)	業者委託(予約制)	搬出者の直接搬入(許可申請を行う)
	収集回数	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(予約)	週3回(水・土・日)
処分先	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は大衡山埋立地、金属類などの資源物はリサイクル石巻へ搬入し処分している。	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、投棄物は最終処分場、処理困難物は業者委託により処分	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は最終処分場、その他は資源化業者へ。	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は最終処分場、金属類などの資源物は資源物買取業者に引き渡し処分している。	
有害ごみ	ごみの内容	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計、使い捨てライター	電球、蛍光管、温度計、体温計、乾電池	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計、使い捨てライター	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計、乾電池等
	排出方法	市指定袋(半透明)個別に指定袋に入れて排出	電球等は購入した時のケース、透明な袋指定無し	袋の指定はないが、種類ごとに分別	任意の袋で個別に入れて排出
	排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	収集方法	業者委託	業者委託(不燃ごみと同時収集)	業者委託	業者委託
	収集回数	月1回(指定日収集)	月2回、但し町区月4回(指定日収集)	月1回(第2木曜日)	年2回(指定日収集)
処分先	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し、野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬送している。	ドラム缶に集め一定量集まったら処分	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し、保管している。	蛍光管、水銀温度計、乾電池等は収集後ドラム缶に詰め密閉し、野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬送している。	
資源ごみ	排出方法	市指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	市指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	町指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りする。	町指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。
	排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	収集方法	直営及び一部地区業者委託(直営14台、委託1台)	業者委託	業者委託	業者委託(委託2台)
	収集回数	月2回(水曜日の指定日収集)	月1回、但し町区は月2回(指定日収集)	月1回(第2月曜日)	月2回(指定日収集) 資源ごみについては以下同じ
	中間処理状況	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	中間処理後、業者委託によりリサイクル委託先:ダイワテクノ工業	中間処理後、業者(丹秀工務店)へ。	業者委託において中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
金属製玩具・刃物・その他の金物類・電気剃刀等電化製品の小さなもの・せともの・ガラス屑・かき殻(かき・ぼたて貝)・化粧瓶	灰、貝殻、瀬戸物、化粧びん、ガラス屑、特殊ごみ(蛍光管、乾電池等)缶類、瓶類、金属ごみ類	薬ビン、セトモノ、コップ、耐熱ガラス、灰皿、植木鉢、やかんなどその他の金属類、乾電池・電球類	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
町指定袋(半透明)	町指定袋(青字・黒字印刷と半透明)缶類、瓶類別々	町指定袋(半透明)	新市指定収集袋((6)指定収集袋の項目参照)とする。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集)	月2回(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)とする。
河北地区一般廃棄物最終処分場	中間処理後、一般廃棄物最終処分場(一部事務組合)	中間処理後、不燃物は一般廃棄物最終処分場へ、金属類などの資源物は石巻(齊武商店)へ搬入している。	現行どおり、最終処分場で埋立処分する。
家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類・自転車等	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類、自転車等、布団類、ジュウタン、ペット類	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類、自転車等	有料化実施4町(河北町、雄勝町、桃生町、北上町)の例を基本に、合併時に統一する。
事前に申込みをして、粗大ごみ処理券を貼付して出す	そのまま出す。布団類・ジュウタン等は縛って出す。	そのまま出す。	事前予約制、粗大ごみ処理券を貼付して出すこととする。
各戸別	予約方式で毎戸収集	指定集積所	自宅門口等(毎戸収集)とする。
業者委託(有料収集)	業者委託(有料収集)	業者委託(無料収集)	業者委託とする。
年6回収集	年4回(5・8・11・2月指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)とする。
中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は河北地区一般廃棄物最終処分場、金属類などの資源物は高田商店へ搬入し、処分している。	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は一般廃棄物最終処分場、金属類などの資源物はリサイクル業者へ搬入し処分している。	中間処理後、可燃物は牡鹿町クリーンセンター、不燃物は一般廃棄物処分場、金属類などの資源物は石巻(齊武商店)へ搬入している。	中間処理後の可燃物は焼却処分、不燃物は最終処分場、金属類などの資源物はリサイクル業者へ売却等の処分とする。
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・水銀温度計	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計、使い捨てライター	該当なし	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
集積所に設置してある、特殊ごみ専用のコンテナに入れる。	市販の袋(半透明)個別に指定袋に入れて排出		
ごみ集積所	ごみ集積所		現行のとおりとする。
業者委託	業者委託		業者委託とする。
月1回収集(指定日収集)	燃やせないごみと同一月2回(指定日収集)		月1回収集(指定日収集)とする。
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・水銀温度計は、収集後ドラム缶に詰め密閉し、中間処理施設に保管中	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し、引取可能時に(株)日通に委託搬送している。		石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
町指定袋(半透明)包装ラベル、キャップを取り、中の汚れているものは、簡易に洗う。	町指定袋(緑字印刷半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	町指定袋(半透明)キャップ・ラベルを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	石巻市の例により、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集)	月1回(最終火曜日)	月1回(指定日収集)燃やせないごみと同時収集	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託(丹秀工務店 鹿島台工場)	業者委託仙台の中間処理業者に搬送している。	業者委託中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	中間処理は業者委託とし、中間処理後の引渡し先は、容器包装リサイクル協会とする。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
資 源 ご み	空きびん類	排出方法	びんを色別に分けコンテナ(色別)へ排出(生きびん～水色,無色透明びん～白色,茶色びん～茶色,青・緑びん～緑色,黒色びん～黒色)	指定袋(半透明 緑文字)生きびんのみ	びんを色別に分けコンテナ(色別)へ排出(生きびん～黒色,無色透明びん～青色,茶色びん～茶色,その他のびん～黄色)	びんを色別に分けコンテナ(色別)へ排出(無色透明びん～黄色,茶色びん～青色,その他のびん～緑色) 生きびんは個別
		排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
		収集回数	月2回(指定日収集)	月2回、但し町区は月4回(指定日収集)	月1回(第3木曜日地区と第4木曜日地区)	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後,生きびんはリサイクル石巻へ引渡し,その他は容器包装リサイクル協会へ引渡し	中間処理後、売却	生きびんは資源化業者へ,その他のびんは容器包装リサイクル協会へ。	業者委託において中間処理後,容器包装リサイクル協会へ引渡し 生きびんは資源物買取業者に引き渡し
	空き缶・金属	排出方法	市指定袋(半透明)及び入らないものはそのまま出す。	水洗い後、指定袋(半透明 青文字)へ入れて出す。	町指定袋(半透明)	町指定袋(半透明) 金属類は除く
		排出場所	不燃ごみ集積所	不燃ごみと同じ	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託	不燃ごみと同じ	業者委託	業者委託
		収集回数	月2回(指定日収集),空きびん類と同時収集	不燃ごみと同じ	月1回(第3月曜日)	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	業者委託,中間処理後リサイクル石巻へ	空き缶は、中間処理後売却、金属類は不燃ごみのその他で収集、処分は処理困難物として委託処分	業者委託において中間処理後、資源化業者へ。	業者委託において中間処理後,資源物買取業者に引き渡し
	スプレー缶・ガスカートリッジ	排出方法	黄色のコンテナへ排出,中身はカラにして出す。	空き缶と同じ	町指定袋(半透明)	不燃ごみ
		排出場所	不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	
		収集方法	業者委託		業者委託	
		収集回数	月2回(指定日収集),空きびん類と同時収集		月1回(指定日収集)有害ごみと同時収集	
中間処理状況	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後,リサイクル石巻へ引き渡し		資源物は資源化業者へ,その他は最終処分場へ。			

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
町指定袋(半透明)包装ラベル、キャップを取り、中の汚れているものは、簡易に洗う。	一升瓶、ビール瓶を別にし、町指定袋(緑字印刷半透明)に入れ、その他の瓶は青字印刷半透明の袋に入れ、上記燃やせないごみの指定日に搬出している。	町指定袋(半透明)中身を抜いて軽く水洗いして清潔にしてから出す。	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回指定日収集	月1回(最終火曜日)	月1回(指定日収集)	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託において中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	一升瓶、ビール瓶は、委託している廃品回収業者が有価物として売却し、その他の瓶類は業者委託している中間処理業者が、破砕し、河北地区一般廃棄物処分場に搬入し、処理している。	業者委託中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し 生きびんは資源物買取業者へ引き渡し	中間処理は業者委託とする。中間処理後の引渡し先は、生きびんは売却、その他のびんは容器包装リサイクル協会へ引き渡す。
町指定袋(半透明)	町指定袋(缶類は青字印刷半透明)(金属類は黒字印刷半透明)	町指定袋(半透明)スプレー缶は穴を開け、ガス抜きしてから出す。中身を抜いて軽く水洗いをして出す。	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行どおりのとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集) 空きびん類と同時収集	月2回(指定日収集)、空きびん類と同時収集	月1回(指定日収集)燃やせないごみと同時収集	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託において中間処理後、資源物買取業者へ引き渡し	業者委託中間処理後、業者に売却。	業者委託において中間処理後、資源物買取業者へ引き渡し	中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。
町指定袋(半透明) 空き缶類と同時収集 使い切って穴をあける。	上記の空き缶の排出と同等。	空き缶と同じ	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	上記の空き缶の排出と同等。		現行のとおりとする。
業者委託	上記の空き缶の排出と同等。		業者委託とする。
月1回(指定日収集) 空きびん類同時収集	上記の空き缶の排出と同等。		月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託((有)東宮城環境衛生センター)中間処理後、高田商店へ引き渡し	上記の空き缶の排出と同等。		中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
資源 ごみ	古紙類	排出方法	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	
		排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
		収集回数	月2回(指定日収集)	月1回、但し町区は月2回収集(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	そのままりサイクル石巻へ引渡し	売却	そのまま資源化業者へ。	業者委託により中間処理後、資源物買取業者に引き渡し
	布類	排出方法	市指定袋(半透明)、薄手で綿70%以上のせんい製品	可燃ごみとして排出	薄手の布は50cm以下に切り、可燃物へ、その他は厚手の布収集日に	町指定袋(半透明)、主に綿のせんい製品
		排出場所	不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託		業者委託	業者委託
		収集回数	月2回(指定日収集)、古紙類と同時収集		月1回(指定日収集)紙類と同時収集	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	そのままりサイクル石巻へ引渡し		石巻広域クリーンセンターへ(事前予約をし、切断してから焼却)	業者委託において中間処理後、資源物買取業者に引き渡し
(3) 収集しないごみ	営業ごみ、一時多量ごみ、危険物(劇物・農薬等の有害物質、火薬・ガソリン・オイル等の油類)、処理困難物(ボンベ・バッテリー、スプリングマット、バイク、タイヤ、消火器等)、家電4品目	営業ごみ、一時多量ごみ、処理困難物(タイヤ、消火器、バッテリー、バイク、ガスボンベ、農薬、農業用ビニール、農機具、漁具、廃油、注射器、建設廃材など)	営業ごみ、一時多量ごみ、危険物(劇物・農薬等の有害物質、火薬・ガソリン・オイル等の油類)、処理困難物(ボンベ・バッテリー、スプリングマット、バイク、タイヤ、消火器等)、家電4品目	営業ごみ、一時多量ごみ、危険物(劇物・農薬等の有害物質、火薬・ガソリン・オイル等の油類)、処理困難物(ボンベ・バッテリー、バイク、タイヤ、消火器等)、家電4品目、機械類(バイク・農業機械等)		
(4) 家電4品目の取扱い	家電販売店へ依頼する方法、市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する方法、自分で処分(郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定引取場所まで運搬する)する方法	家電販売店へ依頼する方法、自分で指定引き取り場所へ搬入する方法、町の粗大ごみで収集する方法(リサイクル券は排出者本人が用意する。)	家電販売店へ依頼する方法、自分で処分(郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定引取場所まで運搬する)する方法	家電販売店へ依頼する方法、町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する方法、自分で処分(郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定引取場所まで運搬する)する方法		

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
新聞・雑誌(広告類含む)・段ボール、それぞれの種類ごとに分別して十字にひもでしっかりと梱包する	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「紙パック」それぞれひもで束ね、そのまま出す。	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集)	月1回(月の最終火曜日)	月1回(指定日収集)	月2回収集(指定日収集)とする。
回収業者から高田商店へ引き渡し	そのまま廃品回収業者が売却。	そのまま石巻(齊武商店)へ引き渡し	中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。
町指定袋(半透明) 可燃物扱い	町指定袋(緑字印刷半透明)	可燃ごみとして排出	市指定袋(半透明)、下着類・ワイシャツ類・シーツ類・Tシャツ類・タオル類などの薄手の主に綿のせんい製品を対象とする
ごみ集積所	ごみ集積所		現行のとおりとする。
可燃物と同様の扱い	業者委託		業者委託とする。
週2回(水・土)	月1回、古紙類と同時収集		月2回収集(指定日収集)とする。
	そのまま廃品回収業者が売却。		中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。
処理困難物(医療器具・劇物・農薬等の有害物質・オイル等の油類・ガスボンベ・温水器・ブロック・塗料・消火器・ラスポード・タイヤ・農業用ビニール・バイク)、一時の多量ごみ、事業系の一般廃棄物、家電4品目	営業ごみ、一時多量ごみ、危険物(劇物・農薬等の有害物質、火薬・ガソリン・オイル等の油類)、処理困難物(ボンベ・バッテリー、バイク、タイヤ、消火器等)。	ワープロ・パソコン、業務用のストック、大型温水器、車、バイク、バッテリー、タイヤ、FRP船の解体材、漁網・ロープ・漁具類、ドラム缶、建築廃材、劇物・農薬などの有害物、火薬・ガソリン・廃油など引火性の強いもの、ガスボンベ、消火器、大量の発泡スチロール、ビニールタン等、家電4品目	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。 収集しないごみにパソコンを追加する。
家電販売店へ依頼する方法	家電販売店へ依頼する方法、粗大ごみと同じように町に予約し、リサイクル料金を支払い、自分で処分(郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定引取場所まで運搬する)する方法	家電販売店へ依頼する方法、町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する方法、自分で処分(郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定引取場所まで運搬する)する方法	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(5) ごみ集積所の設置方法等	設置基準～燃やせるごみは概ね20戸に1箇所、燃やせないごみ・資源物は概ね50戸に1箇所設置 ごみ集積所の設置・変更は、町内会長と衛生推進員の連名で承認申請書を提出していただき、現地確認の上承認している。又、ごみ集積所の維持管理は、当該地区の使用者が行う。 ・燃やせるごみ～2,146箇所・燃やせないごみ・資源物～約1,156箇所	集積所は、各行政区長からの申請により指定する。変更は、行政区長からの申請による。追加は、原則として認めていないが、必要に応じ認める。維持管理は、地区の使用者(衛生組合)が実施する。 ごみ集積所(可燃、不燃、資源共通) 222箇所	設置基準～別にないが、変更・増減は各地区単位で申請 ごみ集積所の維持管理は、当該地区の使用者が行う。 ・燃やせるごみ～150箇所・燃やせないごみ、資源物～25箇所	設置基準～概ね20～30戸に1箇所設置 ごみ集積所の設置・変更は、衛生組合長名で承認申請書を提出し、現地確認の上承認している。また、ごみ集積所の維持管理は、当該地区の使用者が行う。 ・ごみ集積所～230箇所
(6) 指定収集袋に関する事	・指定ごみ袋 市の指定マークと承認番号が印刷された30%と45%の半透明なポリエチレン製の袋(製造販売用袋)、商店・スーパー等で出しているサービス袋で市の指定マークが印刷された半透明なポリエチレン製の袋 ・承認業者 製造販売承認業者～13社、サービス袋承認業者～25社	・指定ごみ袋 指定ごみ袋・河北・桃生・北上町共通ごみ袋・大(45%)、中(30%)の2種類 ・可燃(赤)、びん・缶(青)、その他不燃(黒)、資源(緑)の4種類 ・製造業者は名取市中川製袋 ・取扱(販売)店は町内29店・町公衛連が町内取扱店へ販売している	・指定ごみ袋 町の指定マークが印刷された半透明なポリエチレン製の袋 ・販売店～61店舗	・指定ごみ袋 町の指定マークが印刷された大型(80×65)と中型(70×50)の半透明なポリエチレン製の袋(製造販売用袋) ・販売指定店 56店
3 集団資源回収	資源回収実施団体補助金 【回収数量補助金】 単価×3.5円 【回収定額補助金】 実施1回毎に2,000円 資源回収団体補助金 【回収数量補助金】 資源回収実施団体へ交付する回収数量補助金の4分の1以内 【交付対象】 「リサイクル石巻」	資源回収報奨金 【回収数量報奨金】(kgあたり) 団体 回収業者 一升びん 3円 3円 ビールびん 5円 1円 紙 類 3円 3円 アルミ缶 5円 1円 布 類 5円 1円	資源回収報償金 【回収数量報償金】(kgあたり) 団体 回収業者 紙 類 4円 3円 金 属 4円 3円	資源回収補助金 【回収数量補助金】(kgあたり) 団体 回収業者 びん類 4円 2円 紙 類 4円 2円 アルミ缶 5円 2円 スチール缶 3円 1円 布 類 4円 2円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会																							
況			調整の具体的内容																							
桃生町	北上町	牡鹿町																								
設置基準～粗大ごみ以外のごみの集積所は、各部落毎に1箇所ないし2箇所設置(各部落で設置)ごみ集積所の設置、変更については現在ところありません。又、ごみ集積所の清潔、保持管理は衛生幹事が中心となり行う。維持管理は、当該地区が行う。 ごみ集積所設置数～80箇所	設置基準～可燃・不燃・資源・有害ごみ集積所は同じ箇所、概ね20戸に1箇所、だが用地が無い場合は、50戸に1箇所の所もあり。ごみ集積所の設置・変更は、行政区長と衛生組合長の連名で承認申請書を提出していただき、現地確認の上一部組合と協議後承認している。又、ごみ集積所の維持管理は、当該地区の使用者が行う。又、ごみの集積所の美化コンクールを実施しており成績優秀組合には、年1回の公衛連総会で表彰し、記念品を毎戸分贈呈している。 ・集積所～58箇所	設置基準～燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物は同一の集積所で概ね10戸に1箇所設置 ごみ集積所の設置はごみの収納ボックスを平成10年度から開始し、集積場所を減らしている。また、ごみ集積所の維持管理は、当該地区使用者が行う。 ・燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物～172箇所																								
・町指定ごみ袋 町指定ごみ袋 河北地区(河北町・北上町・桃生町)で統一したごみ袋、半透明なポリエチレン製(85×65)	・指定ごみ袋 ・指定ごみ袋 一部事務組合 指定の45リットの半透明なポリエチレン製の袋(製造販売用袋) ・承認業者 製造承認業者～1社 販売業者～町内各商店	・指定ごみ袋 ・指定ごみ袋 燃えるごみと燃やせないごみ袋の2種類																								
資源回収補助金 【回収数量補助金】(kgあたり) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>団体</td> <td>回収業者</td> </tr> <tr> <td>紙類</td> <td>4円</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>びん類</td> <td>4円</td> <td>2円</td> </tr> </table>		団体	回収業者	紙類	4円	2円	びん類	4円	2円	資源回収報奨金 【回収数量報奨金】(kgあたり) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>団体</td> <td>回収業者</td> </tr> <tr> <td>茶色びん</td> <td>3円</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>紙類</td> <td>3円</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>アルミ缶</td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>布類</td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> </table>		団体	回収業者	茶色びん	3円	3円	紙類	3円	3円	アルミ缶	5円	1円	布類	5円	1円	町立中学校の廃品回収のみ
	団体	回収業者																								
紙類	4円	2円																								
びん類	4円	2円																								
	団体	回収業者																								
茶色びん	3円	3円																								
紙類	3円	3円																								
アルミ缶	5円	1円																								
布類	5円	1円																								
			新市において、指定収集袋を作成し(30リットルと45リットの半透明なポリエチレン製)、現行のごみ袋は合併後も無くなるまで使用可能とする。 サービス袋を承認し、使用可能とする。																							
			集団資源回収については、回収品目は紙類、ビン類(コーラびん、サイダーびん及び雑びんは除く。)及び缶類(アルミ缶とスチール缶に分ける。)とする。回収補助金単価については、合併時は石巻市は団体3円・業者1円とし、その他の6町は団体3円・業者2円とし、3年以内に統一する。																							

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	4 各市町が所有するごみ焼却施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 一般廃棄物最終処分場 (1) 各市町が所有する一般廃棄物最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 搬入承認事務及び処理手数料等については、合併時まで調整する。		

項 目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
4 ごみ焼却施設(一部事務組合所有分を除く)	石巻市西清掃工場 ・所在地:石巻市門脇字元明神地内 ・炉型式:流動床式焼却炉 (45t×2基) 石巻市清掃センター ・所在地:石巻市沢田字平形日影山地内 ・炉型式:流動床式焼却炉2基 (41t×2基) 石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合の所有	石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合の所有 河北地区衛生センターは河北地区衛生組合の所有	雄勝町クリーンセンター ・所在地:雄勝町大字雄勝字小淵地内 ・炉型式:機械化パッチ式 (7.5t×2基) 石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合の所有	石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合の所有 河南地区衛生処理センターは河南地区衛生組合の所有	
5 一般廃棄物最終処分場	(1) 施設の概要	・所在地:石巻市南境字大衡山地内 ・埋立容量 ~ 270,700m ³ ・埋立済容量 ~ 103,600m ³ ・埋立残容量 ~ 167,100m ³ ・浸出水処理施設 ~ 150m ³ /日	・所在地:河北町皿貝字若宮地内 ・埋立容量:34,000m ³ ・埋立済容量:5,240m ³ ・埋立残容量:28,760m ³ ・浸出水処理施設:15m ³ /日	・所在地:雄勝町大字雄勝字小淵地内 ・埋立容量 ~ 20,700m ³ (100%) ・埋立済容量 ~ 9,350m ³ (45%) ・埋立残容量 ~ 11,350m ³ ・浸出水処理施設 ~ 18m ³ /日	・所在地:河南町北村字海上地内 ・埋立容量 ~ 51,600m ³ (100%) ・埋立済容量 ~ 16,478m ³ (32%) ・埋立残容量 ~ 35,122m ³ ・浸出水処理施設 ~ 30m ³ /日
	(2) 廃棄物搬入承認事務	最終処分場へ定期的に廃棄物を搬入する事業者に対し、「廃棄物搬入車両証」を交付している。承認期間 ~ 2年	最終処分場への搬入は河北、桃生、北上町の一般廃棄物収集運搬委託業者のみに指定している。	搬入はすべて個別持込み。	
	(3) 搬入日	・搬入日 ~ 平日(土・日・祝祭日・年末年始を除く) ・受付時間 8:45 ~ 11:45, 12:45 ~ 16:00	月曜日 ~ 金曜日 午前10時 ~ 正午	月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 15:00 土曜日 9:00 ~ 11:30	・粗大ごみ 水・土・日(年末年始を除く) 受付時間 8:30 ~ 16:00 資源回収センター ・不燃ごみ・資源ごみ各収集日 受付時間 8:30 ~ 17:15 ・搬入物 処分場 粗大ごみ回収センター 不燃ごみ・資源ごみ
	(4) 搬入できるごみ	燃やせないごみ・粗大ごみ ~ 土砂、石、刈草・雑草、焼却灰、布団・毛布、家具類、瀬戸物、ガラス類、蛍光管 資源物 ~ ペットボトル、空きびん類、空き缶・金属類	不燃ごみ、粗大ごみ 中間処理後の破砕したガラス類、瀬戸物類に限る。なお、金属類、電気コード、缶等の受入は不可。	燃やせないごみ・粗大ごみ ~ 刈草・雑草、焼却灰、布団・毛布、家具類、瀬戸物、ガラス類、蛍光管 資源物 ~ ペットボトル、空きびん類、空き缶・金属類	
	(5) 処理手数料	・一般廃棄物 ~ 610円 / 100kg ・合せ産業廃棄物 ~ 760円 / 100kg ・減免措置 ~ 生活保護者、火災等の災害ごみ、庁内ごみ	無料	・一般廃棄物 ~ 160円 / 50kg ・合せ産業廃棄物 ~ 320円 / 50kg ・減免措置 ~ 生活保護者、火災等の災害ごみ、庁内ごみ	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合の所有 河北地区衛生センターは河北地区衛生組合の所有	石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合の所有 河北地区衛生センターは河北地区衛生組合の所有	牡鹿町クリーンセンター ・所在地：牡鹿町大字十八成浜字清崎山地区内 ・炉型式：機械化バッチ式 (10t × 2基)	各市町が所有するごみ焼却施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
・所在地：河北町皿貝字若宮地区内	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・所在地：牡鹿町大字十八成浜字清崎山地区内 ・埋立容量 ~ 4,640 円 ・埋立済容量 ~ (平成14年10月より供用開始) ・埋立残容量 ~ (平成14年10月より供用開始) ・侵出水処理施設 ~ (クローズ型のため無放流)	各市町が所有する一般廃棄物最終処分場については、新市に引き継ぐ。
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	なし	合併時まで調整する。
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	なし	各施設ごとの搬入日等の搬入要領を、合併時まで調整する。
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	搬入していない	受け入れ基準を16年度中に調整する。
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	なし	合併時まで調整する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	<p>6 一般廃棄物処理業の許可</p> <p>(1) 既存の許可については、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。更新時については、新市において策定した許可方針・基準により許可する。許可方針・基準については、石巻市の例を基本に、新市での許可に支障のない時期までに策定する。</p> <p>(2) 申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により10,000円とする。再交付手数料については、石巻市の例により3,000円とする。</p>		

項 目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
6 一般廃棄物処理業の許可	(1) 許可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集運搬業の許可件数 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業～10社 ごみの収集運搬業～12社 汚泥等の収集運搬業～6社 廃タイヤの収集運搬業～1社 廃家電(限定)収集運搬業～1社 かき殻の収集運搬業～1社 かき殻の処分業～1社 一般廃棄物再生利用業の指定状況 かき殻の再生輸送業及び再生活用業～1社 木くず、選定枝の再生輸送業及び再生活用業～1社 	<ul style="list-style-type: none"> 4社 7社 1社 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 2社 	<ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業～2社 ごみの収集運搬業～1社 汚泥等の収集運搬業～1社 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集運搬業の許可件数 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業～6社 ごみの収集運搬業～8社 廃家電(ごみ収集運搬業の内)収集運搬業～4社
	(2) 許可方針	ごみの収集運搬業については、平成15年3月に許可方針及び審査基準を定め、この基準を満たす業者は許可することとした。	許可申請書の事業計画について審査し、適正であると認められる場合は許可する方針である。		河南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、河南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	(3) 許可申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・変更)申請手数料 10,000円 一般廃棄物処分業(許可・更新・変更)申請手数料 10,000円 一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付手数料 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 5,000円 5,000円 2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理業の許可申請手数料 1件につき 6,000円 許可証の再交付申請手数料 1件につき 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・変更)申請手数料 3,000円 一般廃棄物処分業(許可・更新・変更)申請手数料 3,000円 一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付手数料 2,000円
7 浄化槽清掃業の許可	(1) 許可の状況	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業許可件数～10社 	<ul style="list-style-type: none"> 2社 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業許可件数～1社 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業許可件数～3社
	(2) 許可申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業許可申請手数料 10,000円 浄化槽清掃業許可証再交付手数料 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 5,000円 2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業許可申請手数料 6,000円 浄化槽清掃業許可証再交付手数料 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業許可申請手数料 4,000円 浄化槽清掃業許可証再交付手数料 2,000円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
<p>7 浄化槽清掃業の許可</p> <p>(1) 既存の許可については、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により10,000円とする。再交付手数料については、石巻市の例により3,000円とする。</p>			

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
・一般廃棄物収集運搬業の許可件数 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業～2社 ごみの収集運搬業～5社 汚泥等の収集運搬業～1社	・一般廃棄物収集運搬業の許可件数 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業～2社 ごみの収集運搬業～7社 汚泥等の収集運搬業～2社 ・一般廃棄物再生利用業の指定状況 木くず、選定枝の再生輸送業及び 再生活用業～1社	・一般廃棄物収集運搬業の許可件数 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業～1社 ごみの収集運搬業2社(網地島1社含む) 汚泥等の収集運搬業～なし 廃タイヤの収集運搬業～なし 廃家電(限定)収集運搬業～2社 かき殻の収集運搬業～なし かき殻の処分業～なし ・一般廃棄物再生利用業の指定状況 かき殻の再生輸送業及び再生活用業～なし 木くず、選定枝の再生輸送業及び 再生活用業～なし	既存の業許可は、経過措置を設け、新市に引き継ぐものとする。また、更新時については、新市において策定した許可方針及び許可基準により許可するものとする。
ごみの収集運搬業については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令の基準を満たす業者を許可する。	一般廃棄物処理業については、平成13年3月に許可方針及び審査基準を定め、この基準を満たす業者は許可することとした。		
一般廃棄物処理業の許可申請手数料 1件につき 3,000円 許可証の再交付申請手数料 1件につき 2,000円	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・変更)申請手数料 5,000円 一般廃棄物処分業(許可・更新・変更)申請手数料 5,000円 一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付手数料 2,000円	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・変更)申請手数料 2,000円 一般廃棄物処分業(許可・更新・更新)申請手数料 なし 一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付手数料 なし	申請・更新・変更手数料は、石巻市の例により10,000円とする。 再交付手数料は、石巻市の例により3,000円とする。
・浄化槽清掃業許可件数～2社	・浄化槽清掃業許可件数～2社	・浄化槽清掃業許可件数～1社	既存の業許可は、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。
・浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき5,000円 ・許可証の再交付申請手数料 1件につき2,000円	・浄化槽清掃業許可申請手数料 5,000円 ・浄化槽清掃業許可証再交付手数料 2,000円	・浄化槽清掃業許可申請手数料 2,000円 ・浄化槽清掃業許可証再交付手数料 1,000円	申請・更新・変更手数料は、石巻市の例により10,000円とする。 再交付手数料は、石巻市の例により3,000円とする。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	8 し尿処理 (1) し尿の処理方法については、許可業者による汲取り方式とし、処分先は現行のとおりとする。 (2) 汲取り料金については、当面現行のとおりとし、新市において業者と協議し調整する。		

項 目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
8 し尿処理	(1) し尿の処理方法	市許可業者が汲取り、石巻地区広域行政事務組合の東部・西部衛生センターで処理 ・一般廃棄物(し尿)収集運搬業者～10社	同左 東部衛生センターへ搬入 許可業者 4社	町許可業者が汲取り、石巻地区広域行政事務組合の西部衛生センターで処理 ・一般廃棄物(し尿)収集運搬業者～1社	町許可業者が汲取り、石巻地区広域行政事務組合の西部衛生センターで処理 ・一般廃棄物(し尿)収集運搬業者～1社
	(2) し尿の汲取り料金	業者団体である「石巻環境保全事業協同組合」と3年ごとに見直し、調整を図ることとしている。 現行料金は平成8年7月1日から据え置かれている。 【汲取り料金】 ・市内部～12円60銭/戸 ・半島部～13円60銭/戸 ・離島部～31円50銭/戸 (市補助17円90銭)	許可業者からの要請に基づき改定している。 現行料金 9円50銭/戸(平成9年11月1日から)	【汲取り料金】 雄勝町内～10円50銭/戸	【汲取り料金】 ・9円10銭/戸 ・現行料金は平成9年10月1日から据置

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>町許可業者が汲取り、石巻広域行政事務組合の西部衛生センターで処理</p> <p>・一般廃棄物(し尿)収集運搬業者～1社</p>	<p>町許可業者が汲取り、石巻地区広域行政事務組合の東部・西部衛生センターで処理</p> <p>・一般廃棄物(し尿)収集運搬業者～2社</p>	<p>町許可業者が汲取り、石巻地区広域行政事務組合の東部衛生センターで処理</p> <p>・一般廃棄物(し尿)収集運搬業者～1社</p>	<p>許可業者による汲取り方式とし、処分先は現行のとおりとする。</p>
<p>現行料金は、平成10年6月1日から据え置かれている</p> <p> </p> <p>【汲取り料金】</p> <p>9円50銭</p>	<p>【汲取り料金】</p> <p>・町内～10円30銭/戸</p>	<p>許可業者である(有)牡鹿衛生と協議している。現行料金は平成11年2月1日から据え置かれている。</p> <p>【汲取り料金】</p> <p>・本土～15円50銭/戸</p> <p>・離島部～18円00銭/戸</p> <p>(町補助2円00銭)</p> <p>(離島までの衛生車の運搬料については町費負担)</p>	<p>汲取り料金は、行政が一方的に決められるものではないため、当面は現行のとおりとし、新市において業者と協議する。</p>

ごみ処理対策事業の取扱いについて

1 提案の理由

ごみ処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき一般廃棄物処理計画を定め適正な処理を行わなければならないとされており、合併にあたっては、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、統一的な体制を整備する必要があります。

現在、各市町のごみの処理方法等には、少なからず相違があるため、新市民の日常生活に支障・不便のないよう十分に配慮し、調整する方針としています。

2 ごみ処理対策事業に関する法令（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 省略

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 省略

3 省略

4 国，都道府県及び市町村は，廃棄物の排出を抑制し，及びその適正な処理を確保するため，これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は，当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には，環境省令で定めるところにより，当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し，次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は，地方自治法第2条第4項の基本構想に即して，一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は，その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては，当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は，一般廃棄物処理計画を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は，一般廃棄物処理計画に従って，その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し，これを運搬し，及び処分（再生することを含む。第7条第3項，第7条の3，第8条の2第6項，第9条第2項，第9条の2第2項，第9条の3第11項，第13条の11第1項，第15条の12，第15条の15第1項，第16条の2第2号，第23条の3第2項及び第24条を除き，以下同じ。）しなければならない。

2～5 省略

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は，当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては，一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし，事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。），専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については，この限りでない。

2～12 省略

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

（目的）

第1条 この法律は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第32条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

（目的）

第1条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（市町村分別収集計画）

第8条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。

2～5 省略

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

（目的）

第1条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 先進事例

静岡市（平成15年4月1日合併）

清掃事業の取扱い

市民生活に支障を来たさないことを基本に，新市において再編する。

- （1）ごみ処理事業については，ごみの減量化・資源化を推進するとともに，収集方法等を新市において再編する。
- （2）し尿処理事業については，収集体制は当面現行のとおりとする。なお，収集料金については，合併後速やかに統一に向け調整するものとする。

周南市（平成15年4月21日合併）

環境衛生，環境保全事業

（1）し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし，熊毛町の収集方法は，当面現行のとおりとする。

（2）ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし，随時調整する。

（3）指定ごみ袋

新市に移行後，速やかに調整する。

唐津・東松浦合併協議会

ごみ・し尿対策事業

1 ごみ対策事務は，次のとおり調整する。

（1）可燃ごみ，不燃ごみ及び資源物

収集方法，収集回数及び収集方式（以下「収集体制」という。）は現行のまま新市に引き継ぎ，必要に応じ随時調整する。

処理手数料（ごみ袋の販売価格）は，合併までに調整する。

（2）粗大ごみ及び特定家庭用機器

収集体制は，現行のまま新市に引き継ぎ，必要に応じ随時調整する。

粗大ごみの処理手数料及び特定家庭用機器の収集手数料は，合併までに調整する。

2 し尿処理対策事務は，次のとおりとする。

（1）許可手数料は，合併までに調整する。

（2）収集手数料は，新市移行後できる限り速やかに調整する。

（3）収集業務は，現行のまま新市に引き継ぎ，必要に応じ随時調整する。

協議第 27 号

建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23）について

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23）
調整方針	<p>建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 認定道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、道路認定基準については、石巻市の例により合併時に統一する。2 道路橋りょう維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、維持管理体制については、合併後 3 年以内に統一する。3 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、速やかに見直しを図る。4 住宅整備については、合併後、地域特性に応じた整備計画を策定し、実施する。5 公営住宅の家賃については、合併後、速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し、入居者の負担増となる場合は 5 年以内に段階的に調整する。6 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
調整方針	建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 認定道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、道路認定基準については、石巻市の例により合併時に統一する。 2 道路橋りょう維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、維持管理体制については、合併後3年以内に統一する。		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 道路認定に関する こと	【市町村道の概要】 全路線数 1,611路線 実延長 597,633m 1級路線延長 78,386m 路線数 59 路線 2級路線延長 39,972m 路線数 26 路線 その他路線延長 479,275m 路線数 1,526路線 舗装道 延長 539,752.2m 舗装率 90.97(%) 橋 梁 非永久橋 2箇所,延長13m 永久橋 173箇所,延長2,137m 【市道路線認定要綱】 (1)道路の幅員は、原則として6.0メートル以上 (2)自転車専用道路の幅員3.0メートル以上、自転車歩行者専用道路の幅員は、4.0メートル以上。ただし、自転車専用道路は、特別の理由によりやむを得ない場合、2.5メートル以上 (3)歩行者専用道路の幅員は、2.0メートル以上 (4)前各号に掲げるもののほか、特に市長が路線認定を必要と認める道路の幅員は、4.0メートル以上	【市町村道の概要】 全路線数 950 路線 実延長 478,461m 1級路線延長 53,525m 路線数 17 路線 2級路線 41,211m 路線数 30 路線 その他路線 383,725m 路線数 903 路線 舗装道 延長 188,842m 舗装率 39.47 (%) 橋 梁 非永久橋 20箇所 延長 118m 永久橋 419箇所 延長 2,393m 【町道路認定基準】 規定なし(道路法による。)	【市町村道の概要】 全路線数 202路線 実延長 57,936.0m 1級路線 10,135.4m 路線数 5路線 2級路線 10,029.8m 路線数 15路線 その他路線 37,770.8m 路線数 182路線 舗装道 延長 46,090.1m 舗装率 79.5(%) 橋 梁 非永久橋 1箇所 延長 28.3m 永久橋 29箇所 延長 140.1m 【町道路認定基準】 規定なし(道路法による)	【市町村道の概要】 全路線数 588路線 実延長 446,864.6m 1級路線 37,149.4m 路線数 13路線 2級路線 24,440.1m 路線数 12路線 その他路線 385,275.1m 路線数 563路線 舗装道 延長 211,595.9m 舗装率 47.4(%) 橋 梁 非永久橋 9箇所 延長 50.3m 永久橋 283箇所 延長 1,443.9m 【町道路認定要領】 道路幅員原則4.0メートル以上
	2 道路橋りょう維持管理に関する こと	【舗装の応急及び未舗装の砂利敷の砂利敷不陸整正等】 直営3班体制で小規模の舗装補修、未舗装の砂利敷等、消毒等実施 【直営事務所】 市道を中心に維持補修、職員20人 【車両等】 4tダンプ3台、2tダンプ2台、2tダブルピック2台、ジープ1台、グレーダー1台、資材倉庫・資材置場等4箇所	【舗装の応急】 委託方式及び小規模につき直営方式 【未舗装の砂利敷の砂利敷不陸整正】 直営方式及び委託方式 【直営班】 職員1人、嘱託3人 【車両等】 2tダンプ1台、軽トラック1台、8t級ホイロ-ター1台、除草用トラクター1台、融雪剤散布機2台、自走式草刈機1台	【舗装の応急】 委託方式及び小規模につき直営方式 【未舗装の砂利敷の砂利敷不陸整正】 直営方式 【直営班】 該当なし 【車両等】 軽トラック1台
	直営方式により対応	冬季以外は原則月1回、直営方式により対応	直営方式により対応	直営方式により対応

協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	道路河川分科会
3 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものし、合併後、速やかに見直しを図る。 4 住宅整備については、合併後、地域特性に応じた整備計画を策定し、実施する。 5 公営住宅の家賃については、合併後、速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し、入居者の負担増となる場合は5年以内で段階的に調整する。 6 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【市町村道の概要】</p> <p>全路線数 578路線 実延長 290,124.86m</p> <p>1級路線 36,474.90m 路線数 15路線</p> <p>2級路線 18,370.23m 路線数 11路線</p> <p>その他路線 235,279.73m 路線数 552路線</p> <p>舗装道 延長 119,456.49m 舗装率 41.2(%)</p> <p>橋 梁 非永久橋 該当なし 永久橋 160箇所 延長 903.07m</p> <p>【町道路認定基準】 規定なし(道路法による。)</p>	<p>【市町村道の概要】</p> <p>全路線数 186路線 実延長 85,300m</p> <p>1級路線 11,412m 路線数 5路線</p> <p>2級路線 10,140m 路線数 6路線</p> <p>その他路線 63,748m 路線数 175路線</p> <p>舗装道 延長 57,338m 舗装率 67.0(%)</p> <p>橋 梁 非永久橋 該当なし 永久橋 67箇所 延長 826m</p> <p>【町道路認定基準】 幅員2.5メートル以上有する住宅周辺路線、幹線を連絡する路線</p>	<p>【市町村道の概要】</p> <p>全路線数 358路線 実延長 92,381.9m</p> <p>1級路線 31,951.3m 路線数 10路線</p> <p>2級路線 7,553.2m 路線数 8路線</p> <p>その他路線 52,877.4m 路線数 340路線</p> <p>舗装道 延長 84,849.5m 舗装率 91.8(%)</p> <p>橋 梁 非永久橋 該当なし 永久橋 44箇所 延長 233.4m</p> <p>【町道路認定基準】 規定なし(道路法による。)</p>	<p>認定道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、道路認定基準については、石巻市の例により合併時に統一する。</p>
<p>【舗装の応急】 直営方式。舗装穴(30cm四方程度まで)の補修。それ以外は業者委託方式 【未舗装の砂利敷の砂利敷不陸整正】 直営方式。ダンブトラック(オベ付)使用の場合は業者委託方式 【直営班】 該当なし 【車両等】 該当なし</p>	<p>【舗装の応急】 一部直営方式及び業者委託方式 【未舗装の砂利敷の砂利敷不陸整正】 直営方式。ダンブトラック(オベ付)使用の場合は業者委託方式 【直営班】 非常勤嘱託職員による道路維持修繕及び除雪機械の運転 【車両等】 グレーダー2台、タイヤローダー3台</p>	<p>【舗装の応急】 直営方式及び業者委託方式 【未舗装の砂利敷の砂利敷不陸整正】 業者委託方式(未舗装道路はほとんどなし。) 【直営班】 該当なし 【車両等】 2tダンブ1台、グレーダー1台</p>	<p>現行のとおり、直営及び委託方式を併用する。なお、直営事務所については、合併時に2箇所体制とする。</p>
<p>直営方式により年数回のパトロール</p>	<p>直営方式により対応</p>	<p>直営方式により対応</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
2 道路橋りょう維持管理に関すること (つづき)	除草	市道並びに堤防敷5路線の除草を業者委託方式により対応	町全域にわたり直営方式により対応	主要路線は1回回りの業者委託, 2回回りで以降は直営方式により随時対応	幹線及び他の施設(河川・用水路等)と関連する路線部分につき業者委託及び行政区長を監督員とし, 直営方式により対応
	除雪	市内6地区に分割し, 業者委託方式により対応。山の手地区のみ直営方式により対応 【除雪基準】 (1)石巻市役所周辺及び山の手重点地区 (2)除雪路線を対象として, 新降雪深が約5cm以上に達した場合, パトロールを行い気象情報などにより総合判断し, 待機又は出動する。 (3)石巻警察署などからの除雪要請を受けた場合も待機又は出動する。 (4)豪雪時は, 市内指定業者4社の協力を求める。	直営方式及び業者委託方式により対応 【除雪基準】 (1)河北町役場敷地内測点, 新降雪深が約5cm以上に達した場合 (2)除雪路線を対象として, 新降雪深が約5cm以上に達した場合, パトロールを行い気象情報などにより総合判断し, 待機又は出動する。 (3)除雪は, 町内契約5社及び直営事業所でもって行う。	業者委託方式(主要路線60km延長分)により対応 【除雪基準】 降雪観測地点(1地点)で7cmに達した場合は, 担当責任者が区間内をパトロールし, 気象情報などの情報を総合判断し, 必要があると認めるときは出動するものとする。	業者委託方式により対応 【除雪基準】 降雪が5~10cm以上に達した場合。
	融雪	山の手地区のみ直営方式により融雪剤散布 【融雪基準】 バス路線, 通学路線を中心とした坂道等の主要道路において, 下記状態の場合に融雪する。 (1)通常降雪時 (2)路面が凍結状態又は凍結の恐れがある場合 (3)除雪後に残雪がある場合 (4)道路パトロール, 市政モニター, 石巻警察署, 石巻消防署などから連絡された場合	直営方式により全町域対応 【融雪基準】 バス路線, 通学路線を中心とし, 主要幹線町道等の坂道, 日照不足区間等において, 下記状態の場合に融雪する。 (1)道路パトロール(12/初~3/初, 毎日早朝3:30~4:00, 直営作業所2名)を実施し, 路面が凍結状態にある場合, 又は凍結の恐れがある場合 (2)除雪実施の連絡があった場合, 合わせて基本的に翌朝散布する。 (3)住民等により降雪及び凍結の連絡があった場合 (4)監督員(直営事業所, 助手)の指示があった場合	主要路線約(60km延長分)について業者委託方式。融雪剤の設置は臨時職員対応 【融雪基準】 積雪基準との整合を図りつつ下記のような状態にある場合に融雪する。 (1)路面が凍結状態又は凍結の恐れがある場合 (2)除雪後の残雪がある場合。なお散布回数は1日2回までとする。 (3)道路パトロール等により降雪及び路面凍結の連絡があった場合。 なお, 融雪ボックスを45箇所設置し体制を強化する。	業者委託方式により住民への融雪剤の配布のみ実施。散布については, 原則地元住民の協力による。 【融雪基準】 (1)路面が凍結状態にある場合, 又は凍結の恐れがある場合 (2)除雪後の残雪がある場合 (3)道路パトロール, 住民等により残雪及び路面凍結の連絡があった場合 (4)監督員の指示があった場合
	街路樹	石巻市シルバー人材センターに委託し, 維持管理を行う。	該当なし	随時, 業者委託方式により対応	業者委託方式により須江しらさぎ台地区のみ対応
街路灯	町内会等からの要望により調査の上, 市にて街路灯設置し, 電気料も市負担。20w蛍光灯はランプ支給し, 町内会にて交換。その他修繕は市負担	該当なし	雄勝地区は組合を結成し, 設置維持管理。その他は各地区により対応	該当なし	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	道路河川分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
業者及び地区町内会等の代表者への委託方式により対応	業者委託方式により対応	牡鹿町建設業振興協会及び網地行政区、長渡行政区、泊浜青年会への委託方式により対応	現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、維持管理体制については、合併後3年以内に統一する。
業者委託方式により対応(町内11業者を指定した路線ごとに振り分け) 【除雪基準】 (1)桃生町役場敷地で新降雪深が5cm以上に達した場合 (2)除雪路線を対象として、パトロールを行い気象情報などにより総合判断し、今後の積雪量が5cm以上に達すると認められるときは、除雪作業を行う。	業者委託方式により対応 【除雪基準】 (1)町内一円 (2)除雪路線を対象に、降雪深が7cm以上に達した場合、パトロールを行い判断し待機又は出動する。 (3)河北警察署などからの除雪要請を受けた場合も待機又は出動する。 (4)豪雪時は、町内指定業者3社の協力を求める。	業者委託(牡鹿町建設業振興協会)により対応 【除雪基準】 (1)牡鹿町役場周辺及び主要道路重点地区 (2)除雪路線を対象として、新降雪深が約5cm以上に達した場合、パトロールを行い気象情報などにより総合判断し、待機又は出動する。 (3)石巻警察署などからの除雪要請を受けた場合も待機又は出動する。 (4)豪雪時は、町内指定業者5社の協力を求める。	
業者委託方式(主要道路)及び各地域住民に日陰等の場所につき散布を委託 【融雪基準】 バス路線、通学路線を中心とした坂道等の主要道路において、下記状態の場合に融雪する。 (1)路面が凍結状態又は凍結の恐れがある場合 (2)除雪後に残雪がある場合 (3)道路パトロール、住民などから連絡された場合 (4)監督員の指示があった場合	業者委託方式及び地域住民への融雪剤支給 【融雪基準】 バス路線、通学路線を中心とした坂道等の主要道路において、下記状態の場合に融雪する。 (1)通常降雪時 (2)路面が凍結状態又は凍結の恐れがある場合 (3)除雪後に残雪がある場合 (4)道路パトロール、河北警察署、石巻消防署などから連絡された場合	主要路線36路線については業者委託方式により融雪剤の設置 【融雪基準】 バス路線、通学路線を中心とした坂道等の主要道路において、下記状態の場合に融雪する。 (1)通常降雪時 (2)路面が凍結状態又は凍結の恐れがある場合 (3)除雪後に残雪がある場合 (4)道路パトロール石巻警察署、女川消防署牡鹿出張所などから連絡された場合	
該当なし	該当なし	鮎川森林組合委託方式により対応	現行のとおり新市に引き継ぐ。
道路照明灯(400W級)の新設修繕等。道路照明灯の電気料町負担	町負担	維持管理費及び電気料は全て町負担	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 都市計画に関する こと	<p>【概要】石巻広域都市計画 当初指定S10.4.11(内告第215号) 最終指定H15.6.17(県告第625号) 都市計画区域11,755.1ha</p> <p>土地利用 用途地域2,991.3ha 第1種低層住居専用地域 359.3ha 第2種低層住居専用地域 9.6ha 第1種中高層住居専用地域123.9ha 第2種中高層住居専用地域224.4ha 第1種住居地域 335.1ha 第2種住居地域 560.6ha 準住居地域 38.9ha 近隣商業地域 82.5ha 商業地域 69.4ha 準工業地域 568.7ha 工業地域 244.5ha 工業専用地域 374.4ha 準防火地域 271.4ha 臨港地区 431.6ha</p> <p>都市施設 都市計画道路40路線,延長97,166m 駅前広場3箇所 駐車場2箇所 公園緑地 街区公園33箇所,近隣公園2箇所, 運動公園2箇所,都市緑地3箇所 墓園1箇所 供給・処理施設 汚物処理施設1箇所,ごみ焼却場 1箇所,火葬場1箇所,市場2箇所</p> <p>区画整理 31地区825.0ha(うち施工中6地区 148.0ha) 地区計画 大橋地区28.2ha 南境業務拠点地区24.1ha 南境地区50.5ha 渡波北部地区18.7ha</p>	<p>【概要】河北都市計画 当初指定S50.4.8(県 告第448号) 最終指定 指定変更 なし</p> <p>土地利用 用途地域指定なし 都市施設 都市計画道路 2路線,延長2,110m 公園緑地 緑地1箇所,公園 1箇所 地区計画 該当なし</p>	<p>【概要】雄勝都市計画 当初指定S24.8.19(建 告第734号) 最終指定S56.3.20(県 告第280号)</p> <p>土地利用 用途地域指定なし 都市施設 都市計画道路 3路線延長3,305m 公園緑地 近隣公園1箇所 区画整理 1地区12.1ha 地区計画 該当なし</p>	<p>【概要】石巻広域都市計画 当初指定S45.12.1(県告第986号) 最終指定H7.6.16(県告第678号) 都市計画区域1,240ha</p> <p>土地利用 用途地域167.3ha 第1種低層住居専用地域33.0ha 第1種住居地域46.0ha 第2種住居地域53.3ha 準工業地域14.5ha 工業地域20.5ha</p> <p>都市施設 都市計画道路 4路線,延長7,070m 公園緑地 近隣公園1箇所,地区公園1箇所 区画整理 1地区36.0ha 地区計画 該当なし</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	【概要】牡鹿都市計画 当初指定S14.10.14(内告第495号) 最終指定S56.3.20(県告第281号) 土地利用 用途地域指定なし 都市施設 供給処理施設 駐車場4箇所,ごみ焼却場1箇所,火葬場1箇所 都市計画道路 3路線,延長1,505m 区画整理事業 1地区1.1ha 地区計画 該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐものとし,合併後,速やかに見直しを図る。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目	現								
	石 巻 市		河 北 町		雄 勝 町		河 南 町		
4 住宅整備計画	【内容】 1.石巻市営住宅ストック総合活用計画に基づいて整備や建替を計画する (1)公営住宅ストック総合改善事業 ・個別改善事業 ・全面的改善事業 ・規模増改善事業 ・建替事業 (2)改良住宅ストック総合改善事業		【内容】 1.河北町営住宅ストック総合活用計画に基づいて整備や建替を計画する (1)公営住宅ストック総合改善事業 ・個別改善事業 ・全面的改善事業 ・規模増改善事業		【内容】 雄勝町総合計画に基づいて建設する。		【内容】 1.公営住宅管理計画により整備を実施中。 2.平成16年度にマスタープランを策定予定。		
公営住宅等の現況		団地名	棟/戸		団地名	棟/戸		団地名	棟/戸
	1	向陽町	74/338	1	本屋敷	2/4	1	味噌作上野	5/9
	2	蛇田	33/87	2	本屋敷	2/8	2	折下1号	10/10
	3	新橋	14/29	3	上納(下)	9/45	3	折下2号	10/10
		水押	4/128	4	上納(上)	4/20	4	味噌作1号	2/10
	5	水押	5/120	5	六本木(2F)	3/15	5	味噌作2号	2/10
	6	水押	7/14	6	崎山	2/10	6	味噌作3号	2/10
		南浜町	3/80	7	上町	1/16	7	下雄勝	7/7
	8	南浜町	1/24	8	六本木(4F)	1/24	8	大浜	5/5
	9	南浜町	10/56	9	亀ヶ森1号棟	1/24	9	折下厚生	1/1
	10	南浜町	2/4	10	亀ヶ森2号棟	1/20	10	水浜	5/5
	11	桃浦	6/6	11	亀ヶ森3号棟	1/6			
	12	荻浜	1/1						
	13	小積	5/5						
	14	牧浜	4/4						
	15	流留	5/20						
	16	上井内	5/5						
	17	鹿妻	1/20						
		鹿妻	2/60						
	19	渡波	1/2						
	20	万石浦	2/80						
	21	稲井	4/72						
		番号は改良住宅9棟 268戸 改良住宅は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し、危険または有害な状況にある住宅地区で「住宅地区改良法」の指定を受けて、住宅地区改良事業で建設した住宅。							
	計	189棟/1,155戸		計	27棟/192戸		計	49棟/77戸	
							計	117棟/143戸	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	建築住宅分科会
-------	------	------	---------

況							調整の具体的内容	
桃 生 町		北 上 町		牡 鹿 町				
【内容】 1. 第三次長期総合計画に基づいて公営住宅の建設事業を行う。		【内容】 1. 公営住宅等建設5ヶ年計画に基づいて建設する。 (1) 公営住宅整備事業		【内容】 牡鹿町総合計画に基づいて建設する。		住宅整備については、合併後、地域特性に応じた整備計画を策定し、実施する。		
	団地名	棟/戸		団地名	棟/戸			
1	給人町	2/2		橋浦	3/3		1	
2	城内	2/2	2	橋浦	3/3		2	
		2/2	3	橋浦(建設中)	3/3		3	
3	神取	1/5	番号は特定公共賃貸住宅 3棟 3戸		4		南	8/8
		1/5			5		南第2	3/10
		2/10			6		寺前	15/15
		2/10			7		金山	4/4
4	四軒	3/10			8		漁民アパート	1/18
	メゾン白鳥	4/4			9		湊川	9/9
		3/3			10		湊川厚生	1/1
		1/1			11		湊川第2	10/20
		1/1			12		十八成	2/2
	メゾン北上	10/10			13		小沢	6/6
	新田的場 (H16完成)	14/14	14	大原	3/3			
	番号は特定公共賃貸住宅 33棟 33戸		15	南町有	2/2			
			16	湊川第3	2/2			
			17	寺下町有	5/5			
	番号は特定公共賃貸住宅 6棟 6戸		番号は特定公共賃貸住宅 6棟 6戸					
計			48棟/79戸		計	9棟/9戸		計

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
5 公 営住宅	(1)家賃	<p>【公営住宅家賃算定基礎額】 月の収入金額 基準家賃 123,000円以下の場合 37,100円 123,000円超過153,000円以下 45,000円 153,000円超過178,000円以下 53,200円 178,000円超過200,000円以下 61,400円 200,000円超過238,000円以下 70,900円 238,000円超過268,000円以下 81,400円 268,000円超過322,000円以下 94,100円 322,000円を超える場合 107,700円</p> <p>【公営住宅家賃の算定方法】 (家賃) = (家賃の算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) (家賃の算定基礎額): 令第2条第2項に規定する収入区分ごとに定まる額。国民の所得水準に応じて毎年度見直す。 (市町村立地係数): 令第2条第1項第1号の規定に基づいて国土交通大臣が各市町村の地価状況を勘案して市町村ごとに定める数値。 (規模係数): 令第2条第1項第2号の規定による当該公営住宅の床面積を70㎡で除した数値。 (経過年数係数): 建設時点からの経過年数によって逡減する係数。 (利便性係数): 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して設定する係数。</p>	<p>【公営住宅家賃算定基礎額】 同左</p>	<p>【公営住宅家賃算定基礎額】 同左</p>	<p>【公営住宅家賃算定基礎額】 同左</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	建築住宅分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【公営住宅家賃算定基礎額】 同左	【公営住宅家賃算定基礎額】 同左	【公営住宅家賃算定基礎額】 同左	公営住宅の家賃については、合併後速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し、入居者の負担増となる場合は、5年以内で段階的に調整する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
5 公 営住宅	(2)減免等	【家賃等の減免又は徴収猶予】 入居者が病気にかかっていることその他、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃及び敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。	【家賃等の減免又は徴収猶予】 同左	【家賃等の減免又は徴収猶予】 同左	【家賃等の減免又は徴収猶予】 同左
	(1)家賃	【改良住宅の家賃】 家賃は、月額9,000円～17,200円(住宅地区改良法施行令第13条の2による。) 収入基準額は、一般は月額137,000円以下、裁量は178,000円以下個々の住宅の状況、地域の状況等に応じて定額で定めている。	【改良住宅の家賃】 該当なし	【改良住宅の家賃】 該当なし	【改良住宅の家賃】 該当なし
6 改 良住宅 及び特 定公共 賃貸住 宅		【特定公共賃貸住宅の家賃】 該当なし	【特定公共賃貸住宅の家賃】 該当なし	【特定公共賃貸住宅の家賃】 該当なし	【特定公共賃貸住宅の家賃】 該当なし
	(2)減免等	【家賃等の減免又は徴収猶予】 入居者が病気にかかっていることその他、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃及び敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。	【家賃等の減免又は徴収猶予】 該当なし	【家賃等の減免又は徴収猶予】 該当なし	【家賃等の減免又は徴収猶予】 該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	建築住宅分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【家賃等の減免又は徴収猶予】 同左	【家賃等の減免又は徴収猶予】 同左	【家賃等の減免又は徴収猶予】 同左	
【改良住宅の家賃】 該当なし	【改良住宅の家賃】 該当なし	【改良住宅の家賃】 該当なし	改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
【特定公共賃貸住宅の家賃】 近傍同種の住宅家賃と均衡を失わないように定める。	【特定公共賃貸住宅の家賃】 同左	【特定公共賃貸住宅の家賃】 同左	
【家賃等の減免又は徴収猶予】 入居者が病気にかかっていることその他、特別の事情がある場合において必要があると認める時は、家賃及び敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。	【家賃等の減免又は徴収猶予】 該当なし	【家賃等の減免又は徴収猶予】 入居者が病気にかかっていることその他、特別の事情がある場合において必要があると認める時は、家賃及び敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。	

建設関係事業の取扱いについて

1 提案理由

- (1) 道路事業のうち道路認定については、現行の道路認定基準に差異があり、その統一を図る必要があります。

認定道路については、地域の特殊性もあることから、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市の道路認定基準については、合併時に統一する内容の調整方針としています。

道路橋りょう維持管理については、道路の地域性を反映して、維持補修、道路パトロール、除草、除雪、融雪等の維持管理体制が異なり、新市においても、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の適切な維持管理に努める体制の確保が重要となります。

このことから、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の特殊性に考慮しながら、合併後に統一することを調整方針としています。

- (2) 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、石巻市及び河南町は、石巻広域都市計画、河北町は河北都市計画、雄勝町は雄勝都市計画、牡鹿町は牡鹿都市計画として指定され、都市計画法の諸規定が適用され、土地利用の規制、都市計画事業等、種々の都市計画行政が実施されています。

このことから、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに見直しを図ることを調整方針としています。

- (3) 住宅事業は、住民ニーズの多様化により量的充足からゆとりの空間、バリアフリー、高齢化等への対応といった質的充実が求められています。

そのなかで賃貸住宅は、民間による供給が大半を占めていますが、公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者を対象にしており、依然としてその果たす役割は大きく、需給バランスやライフスタイルの変化を考慮して良質な住宅を供給していく必要があります。

家賃については、各市町とも国、県の基準をもとに決めています。合併後、負担の増減を生じる公営住宅があります。

これらを踏まえ、公営住宅等の計画的な整備を行うとともに、家賃については、入居者の負担増とならないよう新市において調整する旨の調整方針としています。

2 関係法令

【道路法】抜粋

(この法律の目的)

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路の種類)

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

1. 高速自動車国道
2. 一般国道
3. 都道府県道
4. 市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の認定の公示)

第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(市町村道の管理)

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

【都市計画法】抜粋

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(都市計画区域)

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。～略

3 都道府県は、前2項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、

国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。～略

(都市計画基準)

第13条 都市計画区域について定められる都市計画は、全国総合開発計画、～略、中部圏開発整備計画、～略、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従って、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。～略

[公営住宅法]抜粋

(家賃の決定)

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建築時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものを言う。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 (省略)

4 事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 (省略)

(敷金)

第18条 事業主体は、公営住宅の入居者から3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2～3 (省略)

(入居者資格)

第23条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては、第2号及び第3号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第27条第5項及び附則第15項において同じ。)があること。

(2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

- イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
 - ロ 公営住宅が、第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は第 8 条第 1 項各号の 1 に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

【公営住宅法施行令】抜粋

(家賃の算定方法)

第 2 条 公営住宅法(以下「法」という。)第 16 条第 1 項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を越える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。

- (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する標準地の同条第 6 条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して 0.7 以上 1.6 以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村にかかるもの
- (2) 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。)を 70 平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて 1 以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- (4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して 0.7 以上 1 以下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	金 額
123,000 円以下の場合	37,100 円
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	45,000 円
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	53,200 円
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	61,400 円
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	70,900 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	81,400 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	94,100 円
322,000 円を超える場合	107,700 円

【特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律】抜粋

(目的)

第1条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

市町村の合併に際しての公営住宅の家賃の取扱いについての通達(写)

国住総第65号

平成14年7月15日

各都道府県公営住宅管理担当部長殿

国土交通省住宅局総務課

公営住宅管理対策官

市町村の合併に際しての公営住宅の家賃の取扱いについて

市町村の合併については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)により、自主的な市町村合併が推進されているところであるが、市町村の合併に際しての公営住宅家賃の取扱いについて、下記の点に留意されるようお願いする。

また、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

1. 市町村の合併に伴い、合併市町村の区域内の公営住宅に係る公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第2条第1項第1号の数値(市町村立地係数)が変動することがある一方、事業主体は、合併市町村の区域内の公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況等を勘案して令第2条第4項の数値(利便性係数)を定めるものであり、これらの係数により、市町村合併後の公営住宅の家賃が定められるものであること。
2. 市町村合併の際に合併市町村の区域内の公営住宅に入居している者の合併後の家賃が合併に伴い従前の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、事業主体は、市町村の合併に際しての家賃負担調整として、市町村合併時からの一定の期間について、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第4項の規定により、当該入居者の家賃を減額することができるものであること。この減額を行う場合は、事業主体は、市町村の合併時からの一定の期間を定めて行うものとし、当該一定の期間は、家賃の負担調整の趣旨をふまえ、平成8年の公営住宅法改正時の例(負担調整期間3年間)等を参考としつつ、事業主体が適切に設定するものとする。

3 他市先進事例

(道路河川関係)

加美町(平成15年4月1日合併)

町道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
除雪事業の作業形態については、現行のとおりとし、新町における除雪計画書に基づき効率的に実施するものとする。なお、委託料、借上料については、新町において調整する。

萩広域市町村合併協議会(平成17年3月31日合併目標とし、協議中)

市町村道については、現行どおり新市に引き継ぐ。
市町村道の認定基準については、合併時に統一する。道路法道路構造令により、幅員は4.0m以上とし、受益戸数は10戸以上とする。

伊賀地区市町村合併協議会(平成16年11月1日協定項目確認済)

道路認定基準については、新市発足時に制度を統一する。ただし、従来からの経緯を考慮し、現行の認定道路については新市に引き継ぐものとする。
新市発足時に制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(平成16年4月1日協定項目確認済)

(1)市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。
(2)道路維持管理事業については、現行のとおり実施し、実施方法については、新市において調整する。

(都市計画関係)

加美町(平成15年4月1日合併)

都市計画区域については、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

さいたま市(平成13年5月1日合併)

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。

さぬき市(平成13年6月26日合併)

(1)都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。

宗像市(平成15年3月1日合併)

都市計画については、一体的なまちづくりを進めるため、新市において速やかに整備するものとする。

(住宅事業関係)

岩国市(平成14年4月1日合併)

1 公営住宅の使用料について

公営住宅の使用料については、入居者の急激な負担増とならないよう、合併後一定の期間を設け調整する。

2 改良住宅使用料について

改良住宅使用料については、岩国市の例による。

3 特定公共賃貸住宅使用料について

特定公共賃貸住宅使用料については、現行のとおりとする。

4 若者定住住宅・町村単独住宅使用料について

若者定住住宅・町村単独住宅使用料については、現行のとおりとする。

5 敷金について

敷金については、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の例による。

6 駐車場使用料について

駐車場使用料については、現行のとおりとする。

南アルプス市(平成15年4月1日合併)

公営住宅の取扱い

現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本理念に基づき、必要に応じて調整する。

山口県周南市(平成15年4月21日合併)

1 市町営住宅使用料

新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する

2 特定公共賃貸住宅使用料

現行のまま新市に引き継ぐ。

広島県三次市(平成16年4月1日合併予定:調印済)

1 公営住宅の家賃算定方法については、公営住宅法に基づき、新市において決定する。

2 特定公共賃貸住宅、改良住宅等の家賃については、当面現行どおりとする。

京都府宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会
(平成15年3月19日協定項目確認済)

- 1 一般公営住宅の家賃算定方法については、新市移行後、速やかに調整します。
- 2 特定公共賃貸住宅及び公営住宅法以外の住宅の家賃算定方法については、現行のまま新市に引き継ぎます。
- 3 公営住宅の駐車場料金及び供用部の費用負担については、宮津市の例を参考に新市移行後、速やかに調整します。

愛媛県宇摩合併協議会(平成15年1月19日協定項目確認済)

- 1 住宅使用料は、合併年度は現行の通りとし、翌年度以降については、国から新たに示された統一係数を基に、住民個々の利便性係数を見直し、旧使用料と大きな差が生じないよう調整するものとする。

協議第 28 号

公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目 25-26)について

公立学校等の通学区域の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目 25-26)
調整方針	小・中学校の通学区域は，当面現行のとおりとする。 ただし，桃生町西八反崎地区については，合併時において現に区域外 就学にある通学区域へ変更する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 26	協定項目の名称	公立学校等の通学区域の取扱い
調整方針	小・中学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。 ただし、桃生町西八反崎地区については、合併時において現に区域外就学にある通学区域へ変更する。		

項目	現	
	石巻市	河北町
公立学校等の通学区域に関すること	<p>【石巻小学校】 中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、立町一丁目、立町二丁目、羽黒町一丁目、泉町一丁目、泉町二丁目、泉町三丁目、泉町四丁目、門脇町一丁目、日和が丘一丁目、日和が丘二丁目1番から10番まで、日和が丘三丁目、大手町、宜山町、中瀬、田代浜</p> <p>【住吉小学校】 住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、旭町、鑄銭場、中里一丁目、南中里一丁目、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、東中里一丁目、東中里二丁目、東中里三丁目、元倉一丁目</p> <p>【門脇小学校】 門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、日和が丘二丁目11番から13番まで、日和が丘四丁目、南光町一丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、雲雀野町一丁目、雲雀野町二丁目、潮見町、南浜町三丁目、南浜町四丁目、南光町二丁目(1番街区を除く。)</p> <p>【湊小学校】 八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、吉野町一丁目、吉野町二丁目、吉野町三丁目、川口町一丁目 湊字 鳥井崎、不動沢、葛和田、藤の巻、田町、町裏山、葛和田山、不動沢山、館山、御所入、御所入山、菅山、大門崎山(9番地、10番地を除く。)</p> <p>【湊第二小学校】 湊町四丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、大門町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、松並一丁目、松並二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、伊原津一丁目、伊原津二丁目 湊字 滝尻、須賀松、根上り松、伊原津、大門崎、一里塚、大門崎山(9番地、10番地)、牧山、隠里山、筒場、長浜、鹿妻山(1番地を除く)</p> <p>【釜小学校】 中島町、重吉町、西浜町 門脇字 築山、三ッ股、中浦、新館、中屋敷、浦屋敷、捨喰、明神、堀切、中島、鷲塚、下鷲塚、元明神、元捨喰、元浦屋敷、青葉東、青葉西、一番谷地、二番谷地、三番谷地</p> <p>【山下小学校】 穀町、羽黒町二丁目、山下町一丁目、山下町二丁目、清水町一丁目、田道町一丁目、西山町、末広町、双葉町1番から4番まで、門脇字五番谷地の石巻港臨港線の東側の地域、東上野町の石巻港臨港線の東側の地域、駅前北通り三丁目、駅前北通り四丁目</p> <p>【蛇田小学校】 丸井戸一丁目、丸井戸二丁目1番から4番まで、丸井戸三丁目1番から3番まで、新境町一丁目(新橋行政区)、あけぼの二丁目1番地の4から1番地の9まで 蛇田字 下中埠、上中埠、中埠、新谷地前、新丸井戸、細田、金津町、金津町前、下谷地、上谷地、埠寺、新埠寺、下沼(66番)、新金沼、新下前沼、新東前沼、新西前沼、上前沼、太田切、新立野、芋殻町、久七前、沖、新大埠、雷神、前田、新沼田、西沼田、小斎、五軒屋敷前、福村南27番、28番、新西境谷地の街路7窪蛇田線の南側の地域(新橋行政区)、開門12番から21番まで、新下沼53番から114番まで、新金沼1番の1から467番まで、472番から544番まで、五軒屋敷2番地の1、3番地の5、4番地から33番地まで、菰継1番、6番から11番まで、16番から28番まで、35番の2から36番の1まで、47番から81番まで</p>	<p>【飯野川第一小学校】 成田全域 相野谷全域 中島字川前畑一番、字川前畑二番、字川前畑四番、字女子沢内畑、字千賀崎、字和泉沢畑一番、字和泉沢畑二番、字大島山畑、字荒町前</p> <p>【飯野川第二小学校】 中島字屋敷入畑中、字小泉前、字清水前、字清水田畑、字石湊、字石湊上、字大沢入畑、字五三郎、字向平畑一番 中野全域 皿貝全域 馬鞍全域</p> <p>【大谷地小学校】 小船越全域 飯野全域</p> <p>【二俣小学校】 大字北境全域 大字東福田全域 大字大森全域 大字三輪田全域</p> <p>【大川小学校】 福地全域 針岡全域 釜谷全域 長面全域 尾崎全域</p>

町名・字名等の記載については、現在の各市町の例規による。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況					調整の具体的内容
雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>【雄勝小学校】 波板、分浜、水浜、向、小浜、唐桑、呉壺、船戸神明、寺、折下、中倉、原、味噌作、小淵、上雄勝、下雄勝、伊勢畑、上雄勝一丁目、上雄勝二丁目、上雄勝三丁目、下雄勝一丁目、下雄勝二丁目、下雄勝三丁目、伊勢畑一丁目、明神、沼尻、小島、和田</p> <p>【船越小学校】 大浜、小滝浜、柳沢、寺下、袖浜、天神、立浜、荒、杉の浜、小泊、船越、石峰山、天王山、清水、東、西、中、小浜</p> <p>【大須小学校】 大須、大日陰、船隠、館森、桑浜、羽坂、熊沢、大畑</p>	<p>【広淵小学校】 広淵全区域</p> <p>【須江小学校】 須江全区域</p> <p>【北村小学校】 北村全区域</p> <p>【前谷地小学校】 前谷地全区域</p> <p>【和淵小学校】 和淵全区域</p> <p>【鹿又小学校】 鹿又全区域</p> <p>【河南東中学校】 須江全区域 和淵全区域 鹿又全区域</p> <p>【河南西中学校】 広淵全区域 北村全区域 前谷地全区域</p>	<p>【中津山第一小学校】 新田第一，新田第二，新田第三，新田第四，給人町第一，給人町第二，給人町第三，神取上，神取下，山崎，西八反崎，高須賀上，高須賀下</p> <p>【中津山第二小学校】 寺崎舟場，寺崎第三，寺崎第一，寺崎第二，中津山上，中津山下，四軒，館下，佐野合，東嶺，西嶺，八幡山</p> <p>【桃生小学校】 脇谷，四分一，倉埜上，倉埜中，深山，牛田，小池，北沢，袖沢，薬田，拾貫，万才山，入沢，九郎沢，入山，櫻崎東，山田，柏崎西，西前，表永井，向永井，糠塚，裏永井</p> <p>【桃生中学校】 桃生町全域</p>	<p>【橋浦小学校】 橋浦全域 女川全域 長尾全域</p> <p>【吉浜小学校】 十三浜字菖蒲田，字狐谷地，字小田，字祭田，字壺穴，字吉浜，字原，字滝入，字追波前，字島越，字月浜，字東田，字立神，字長塩谷，字上大平，字白浜，字大平，字下山</p> <p>【相川小学校】 十三浜字小室，字上の山，字大室，字猪の沢，字小泊，字相川，字下大平，字崎山，字小指，字松の坂，字山居，字小滝，字大指，字石生，字豊石</p> <p>【北上中学校】 橋浦全域 女川全域 長尾全域 十三浜字菖蒲田，字狐谷地，字小田，字祭田，字壺穴，字吉浜，字原，字滝入，字追波前，字島越，字月浜，字東田，字立神，字長塩谷，字上大平，字白浜，字大平，字下山</p>	<p>【鮎川小学校】 大字鮎川浜、字鮎川大町、字鮎川浜丁、大字十八成浜、大字給分浜字大房山の一部、大字新山浜、大字長渡浜、大字網地浜</p> <p>【大原小学校】 大字大原浜、大字給分浜、大字清水田浜、大字小網倉浜</p> <p>【谷川小学校】 大字谷川浜、大字泊浜、大字鮫浦</p> <p>【寄磯小学校】 大字寄磯浜</p> <p>【鮎川中学校】 大字鮎川浜、字鮎川大町、字鮎川浜丁、大字十八成浜、大字給分浜字大房山の一部、大字新山浜、大字長渡浜、大字網地浜</p> <p>【大原中学校】 大字大原浜、大字給分浜、大字清水田浜、大字小網倉浜、大字谷川浜、大字鮫浦</p> <p>【寄磯中学校】 大字寄磯浜</p>	<p>当面現行のとおりとする。 ただし、桃生町西八反崎地区については、合併時において現に区域外就学にある通学区域へ変更する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 26	協定項目の名称	公立学校等の通学区域の取扱い
---------	---------	---------	----------------

項目	現	
	石巻市	河北町
公立学校等の通学区域に関する事	<p>【荻浜小学校】 荻浜, 小積浜, 侍浜, 月浦, 桃浦, 折浜</p> <p>【東浜小学校】 牧浜, 竹浜, 狐崎浜, 福貴浦</p> <p>【渡波小学校】 渡波字 鹿松, 不動下, 谷地頭, 小法師, 鹿松山, 沖曾根の一部, 旭ヶ浦(148番地から182番地まで), 新沼, 下榎壇(12番地の1から164番地の2まで), 渋井, 転石山の一部, 黄金浜, 上榎壇, 浜曾根の巻, 浜曾根山の一部, 橋下の一部, 念仏壇(43番地の1, 46番地から153番地の4まで), 上伊勢谷地 浜松町, 伊勢町, 松原町, 大宮町, 長浜町, 幸町, 渡波町一丁目, 渡波町二丁目, 渡波町三丁目, 二和町 石巻市渡波北部土地区画整理地区内</p> <p>【稲井小学校】 開成南境, 大瓜, 高木, 水沼, 真野, 沼津, 新栄一丁目, 新栄二丁目, 井内, 根岸, 沢田字 小友山, 広見山, 小友, 平形, 平形日影山, 取揚, 平形山根, 金山, 台, 平形山</p> <p>【向陽小学校】 向陽町一丁目, 向陽町二丁目, 向陽町三丁目, 向陽町四丁目, 向陽町五丁目, 丸井戸二丁目5番から7番まで, 丸井戸三丁目4番から20番まで, 新境町一丁目(境谷地行政区), 新境町二丁目, あげぼの一丁目, あげぼの二丁目1番地の1から1番地の3まで, 1番地の10から1番地の16まで, 2番地から21番地まで, あげぼの三丁目 蛇田字 西境谷地, 下境谷地, 刈場, 新刈場, 沼向, 新沼向, 新沼向後, 新上沼, 丸沼, 福村北, 北経塚, 南経塚, 北久林, 南久林, 三ツ口, 三ツ口南, 浜江場, 新浜江場, 土和田, 土和田山, 新山崎, 川前, 曾波山, 新メ切, 東道下, 西道下, 東道上, 西道上, 新深田, 新堤, 新上待井, 境塚, 新下浦, 下沼(66番を除く), 新西境谷地の街路7窪蛇田線の北側の地域(境谷地行政区), 開門23番の1から31番の2まで, 新下沼(53番から114番までを除く), 新金沼468番から471番まで, 五軒屋敷2番地の2, 3番地の4, 35番地から47番地まで, 菰継3番の1, 14番, 29番の1から34番まで, 37番の1から45番まで, 福村南1番から26番の2まで</p> <p>【貞山小学校】 清水町二丁目, 田道町二丁目, 錦町, 新橋, 貞山一丁目, 貞山二丁目, 貞山三丁目, 貞山四丁目, 貞山五丁目, 字新横堤, 字南谷地</p> <p>【開北小学校】 開北一丁目, 開北二丁目, 開北三丁目, 開北四丁目, 元倉二丁目, 水明南一丁目, 水明南二丁目, 水明北一丁目, 水明北二丁目, 水明北三丁目, 大橋一丁目, 大橋二丁目, 大橋三丁目</p> <p>【万石浦小学校】 後生橋, 宇田川町, 万石町, 塩富町一丁目, 塩富町二丁目, 垂水町一丁目, 垂水町二丁目, 垂水町三丁目, 渡波字 旭ヶ浦(123番地から147番地まで), 念仏壇(1番地から45番地まで。ただし, 43番地の1を除く), 祝田, 祝田の巻, 神明, 大森, 梨木畑, 大浜, クルミ浜, 大畑, 花立山, 佐須, 山居, 佐須藤ヶ崎, 袖の浜, 鳥ノ巣, 中三勺, 四勺, 沖六勺, 境釜, 新釜) 小竹浜 流留(石巻市渡波北部土地区画整理地区内を除く), 沢田字 志ノ畑, 折立, 折立入山, 日影山, 折立入, 折立山, 沢田, 上の台, 流留境畑, 大畑, 沢田入, 奈良松山, 前山)</p>	<p>【飯野川中学校】 成田全域 相野谷全域 中島全域 中野全域 皿貝全域 馬鞍全域</p> <p>【河北中学校】 小船越全域 飯野全域 大字北境全域 大字東福田全域 大字大森全域 大字三輪田全域</p> <p>【大川中学校】 福地全域 針岡全域 釜谷全域 長面全域 尾崎全域</p>

町名・字名等の記載については、現在の各市町の例規による。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況					調整の具体的内容
雄 勝 町	河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【雄勝中学校】 波板、分浜、水浜、向、小浜、唐桑、呉壺、船戸神明、寺、折下、中倉、原、味噌作、小淵、上雄勝、下雄勝、伊勢畑、上雄勝一丁目、上雄勝二丁目、上雄勝三丁目、下雄勝一丁目、下雄勝二丁目、下雄勝三丁目、伊勢畑一丁目、明神、沼尻、小島、和田、大浜、小滝浜、柳沢、袖浜、寺下、天神、立浜、荒、杉の浜、小泊、船越、石峰山、天王山、清水、東、西、中、小浜</p> <p>【大須中学校】 大須、大日陰、船隠、館森、桑浜、羽坂、熊沢、大畑</p>			<p>【相川中学校】 十三浜字小室、字上の山、字大室、字猪の沢、字小泊、字相川、字下大平、字崎山、字小指、字松の坂、字山居、字小滝、字大指、字石生、字豊石</p>		

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 26	協定項目の名称	公立学校等の通学区域の取扱い
---------	---------	---------	----------------

項目	現	
	石巻市	河北町
公立学校等の通学区域に関する事	<p>【大街道小学校】 南光町二丁目1番街区, 三河町, 双葉町5番から10番まで 門脇字 上野町, 西三軒屋, 三軒屋, 本草園, 本草園前, 四番谷地, 五番谷地の石巻港臨港線の西側の地域, 東上野町の石巻港臨港線の西側の地域</p> <p>【中里小学校】 中里二丁目, 中里三丁目, 中里四丁目, 中里五丁目, 中里六丁目, 中里七丁目, 南中里二丁目, 南中里三丁目, 南中里四丁目, 水押一丁目, 水押二丁目, 水押三丁目</p> <p>【鹿妻小学校】 鹿妻北一丁目, 鹿妻北二丁目, 鹿妻北三丁目, 鹿妻南一丁目, 鹿妻南二丁目, 鹿妻南三丁目, 鹿妻南四丁目, 鹿妻南五丁目, 鹿妻本町 湊字 鹿妻, 立石, 天神前, 鹿妻山(1番地) 渡波字 際, 早坂山, 転石山の一部, 山崎, 西が崎, 卯津木花, 根岸前, 際前, 新千刈, 橋下の一部, 千刈田, 栗林, 沖の松井, 沖首根の一部, 栄田, 浜首根, 浜首根山の一部</p> <p>【石巻中学校】 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 立町一丁目, 立町二丁目, 穀町, 羽黒町一丁目, 羽黒町二丁目, 泉町一丁目, 泉町二丁目, 泉町三丁目, 泉町四丁目, 門脇町一丁目, 日和が丘一丁目, 日和が丘二丁目1番から10番まで, 日和が丘三丁目, 大手町, 宜山町, 中瀬, 田代浜, 山下町一丁目, 山下町二丁目, 清水町一丁目, 田道町一丁目, 西山町, 末広町, 駅前北通り三丁目, 駅前北通り四丁目, 双葉町1番から4番まで 門脇字 五番谷地の石巻港臨港線の東側の地域, 東上野町の石巻港臨港線の東側の地域</p> <p>【住吉中学校】 住吉町一丁目, 住吉町二丁目, 千石町, 旭町, 鑄銭場, 開北一丁目, 開北二丁目, 開北三丁目, 開北四丁目, 水明南一丁目, 水明南二丁目, 水明北一丁目, 水明北二丁目, 水明北三丁目, 中里一丁目, 南中里一丁目, 駅前北通り一丁目, 駅前北通り二丁目, 東中里一丁目, 東中里二丁目, 東中里三丁目, 元倉一丁目, 元倉二丁目, 大橋一丁目, 大橋二丁目, 大橋三丁目</p> <p>【門脇中学校】 門脇町二丁目, 門脇町三丁目, 門脇町四丁目, 門脇町五丁目, 日和が丘二丁目11番から13番まで, 日和が丘四丁目, 南光町一丁目, 南光町二丁目, 南浜町一丁目, 南浜町二丁目, 南浜町三丁目, 南浜町四丁目, 双葉町5番から10番まで, 雲雀野町一丁目, 雲雀野町二丁目, 三河町, 潮見町 門脇字 本草園, 三軒屋, 上野町, 西三軒屋, 四番谷地, 五番谷地の石巻港臨港線の西側の地域, 東上野町の石巻港臨港線の西側の地域</p> <p>【湊中学校】 八幡町一丁目, 八幡町二丁目, 不動町一丁目, 不動町二丁目, 湊町一丁目, 湊町二丁目, 湊町三丁目, 湊町四丁目, 吉野町一丁目, 吉野町二丁目, 吉野町三丁目, 川口町一丁目, 川口町二丁目, 川口町三丁目, 大門町一丁目, 大門町二丁目, 大門町三丁目, 大門町四丁目, 明神町一丁目, 明神町二丁目, 魚町一丁目, 魚町二丁目, 魚町三丁目, 松並一丁目, 松並二丁目, 緑町一丁目, 緑町二丁目, 伊原津一丁目, 伊原津二丁目 湊字 鳥井崎, 不動沢, 葛和田, 藤の巻, 田町, 町裏山, 葛和田山, 不動沢山, 館山, 御所入, 御所入山, 草刈山, 大門崎山, 滝尻, 須賀松, 根上り松, 伊原津, 大門崎, 一里塚, 牧山, 隠里山, 筒場, 長浜, 鹿妻山(1番地を除く)</p>	

町名・字名等の記載については、現在の各市町の例規による。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況					調整の具体的内容
雄 勝 町	河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 26	協定項目の名称	公立学校等の通学区域の取扱い
---------	---------	---------	----------------

項目	現	
	石巻市	河北町
公立学校等の通学区域に関する事	<p>【蛇田中学校】 向陽町一丁目, 向陽町二丁目, 向陽町三丁目, 向陽町四丁目, 向陽町五丁目, 丸井戸一丁目, 丸井戸二丁目, 丸井戸三丁目, 新境町一丁目, 新境町二丁目, あげぼの一丁目, あげぼの二丁目, あげぼの三丁目, 蛇田字</p> <p>【荻浜中学校】 桃浦, 折浜, 月浦, 侍浜, 牧浜, 竹浜, 狐崎浜, 福貴浦, 荻浜, 小積浜</p> <p>【渡波中学校】 鹿妻北一丁目, 鹿妻北二丁目, 鹿妻北三丁目, 鹿妻南一丁目, 鹿妻南二丁目, 鹿妻南三丁目, 鹿妻南四丁目, 鹿妻南五丁目, 鹿妻本町, 浜松町, 伊勢町, 松原町, 大宮町, 長浜町, 幸町, 渡波町一丁目, 渡波町二丁目, 渡波町三丁目, 三和町, 石巻市渡波北部土地区画整理地区内 湊字 鹿妻, 立石, 天神前, 鹿妻山(1番地) 渡波字 鹿松, 不動下, 谷地頭, 小法師, 鹿松山, 沖首根, 旭ヶ浦(148番地から182番地まで), 新沼, 橋下, 転石山, 際, 早坂山, 山崎, 西ヶ崎, 卯津木花, 根岸前, 際前, 新千刈, 千刈田, 栗林, 沖の松井, 黄金浜, 栄田, 浜首根, 浜首根山, 浜首根の巻, 下榎壇(12番地から164番地の2まで), 念仏壇(43番地の1, 46番地から153番地の4まで), 渋井, 上伊勢谷地, 上榎壇</p> <p>【稲井中学校】 開成南境, 大瓜, 高木, 水沼, 真野, 沼津, 新栄一丁目, 新栄二丁目, 井内, 根岸 沢田字 小友山, 広見山, 小友, 平形, 平形日影山, 取揚, 平形山根, 金山, 台, 平形山</p> <p>【山下中学校】 中里二丁目, 中里三丁目, 中里四丁目, 中里五丁目, 中里六丁目, 中里七丁目, 南中里二丁目, 南中里三丁目, 南中里四丁目, 水押一丁目, 水押二丁目, 水押三丁目, 清水町二丁目, 田道町二丁目, 錦町, 新橋, 貞山一丁目, 貞山二丁目, 貞山三丁目, 貞山四丁目, 貞山五丁目, 字新横堤, 字南谷地</p> <p>【青葉中学校】 中島町, 重吉町, 西浜町 門脇字 築山, 三ツ股, 中浦, 新館, 中屋敷, 浦屋敷, 捨喰, 明神, 堀切, 中島, 鷲塚, 下鷲塚, 元明神, 元捨喰, 元浦屋敷, 青葉東, 青葉西, 一番谷地, 二番谷地, 三番谷地</p> <p>【万石浦中学校】 後生橋, 宇田川町, 万石町, 塩富町一丁目, 塩富町二丁目, 垂水町一丁目, 垂水町二丁目, 垂水町三丁目 渡波字 旭ヶ浦(123番地から147番地まで), 念仏壇(1番地から45番地まで。ただし, 43番地の1を除く), 祝田, 祝田の巻, 神明, 大森, 梨木畑, 大浜, クルミ浜, 大畑, 花立山, 佐須, 山居, 佐須藤ヶ崎, 袖の浜, 鳥ノ巣, 中三勺, 四勺, 沖六勺, 境釜, 新釜), 小竹浜, 流留(石巻市渡波北部土地区画整理地区内を除く) 沢田字 志ノ畑, 折立, 折立入山, 日影山, 折立入, 折立山, 沢田, 上の台, 流留境畑, 大畑, 沢田入, 奈良松山, 前山</p>	

町名・字名等の記載については、現在の各市町の例規による。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況					調整の具体的内容
雄 勝 町	河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	

公立学校等の通学区域の取扱いについて

1 提案理由

学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき、市町村の設置する小学校または中学校が、2校以上ある場合において、児童生徒の就学すべき小学校又は中学校を指定、すなわち、通学区域を設定することとなります。

本合併予定区域である1市6町管内には、小学校が43校、中学校が24校、合計で67校があり、それぞれに学区設定があります。

当然、合併に伴い他の学校へ通学する方が合理的な場合も考えられるところではありますが、学区そのものの見直しは、地域の実情、施設状況、少子化の動向、さらには財政状況等を踏まえながら様々な視点から検討する必要があることから、基本的には、現行学区のとおり新市に移行するものとし、合併後において見直すことが適当と考えます。

ただし、地区全域が、行政区域を越えて河南町へ通学している現状にある桃生町西八反崎については、実態に即し、合併時において、現に区域外就学にあるそれぞれの通学区域へ変更することとします。

したがって、その調整方針として、「小・中学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。ただし、桃生町西八反崎地区については、合併時において、現に区域外就学にある通学区域へ変更する。」としようとするものであります。

2 関係法令

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条（省略）

1（省略）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 先進事例

【香川県さぬき市（平成14年4月1日合併）】

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

【山口県周南市（平成15年4月21日合併）】

新市に移行後、速やかに調整する。

【愛媛県宇和島市・吉田町，三間町，津島町合併協議会（平成16年10月1日合併予定）】

小・中学校の通学区域については、当面現行のとおりとする。

【広島県庄原・比婆郡4町・総領町（平成16年11月1日合併予定）】

- (1) 小学校及び中学校の通学区域は、当面、現行のとおりとする。ただし、区域外就学等の必要がある場合は、弾力的に運用する。
- (2) 通学区域の再編を必要とする場合は、十分な時間をかけて論議する必要がある、新市において検討する。

石巻地域合併協議会1市6町 小・中学校児童・生徒数一覧

(平成15年10月1日現在)

番号	石巻市		河北町		雄勝町		河南町		桃生町		北上町		牡鹿町	
	学校名	児童・生徒数	学校名	児童・生徒数	学校名	児童・生徒数	学校名	児童・生徒数	学校名	児童・生徒数	学校名	児童・生徒数	学校名	児童・生徒数
1	石巻小学校	330	飯野川第一小学校	206	雄勝小学校	177	広淵小学校	182	中津山第一小学校	164	橋浦小学校	111	鮎川小学校	87
2	住吉小学校	264	飯野川第二小学校	80	船越小学校	48	須江小学校	150	中津山第二小学校	159	吉浜小学校	52	大原小学校	75
3	門脇小学校	369	大谷地小学校	164	大須小学校	57	北村小学校	130	桃生小学校	129	相川小学校	76	谷川小学校	42
4	湊小学校	281	二俣小学校	127			前谷地小学校	164					寄磯小学校	29
5	湊第二小学校	301	大川小学校	154			和淵小学校	120						
6	釜小学校	738					鹿又小学校	224						
7	山下小学校	299												
8	蛇田小学校	563												
9	荻浜小学校	48												
10	東浜小学校	28												
11	渡波小学校	422												
12	稲井小学校	403												
13	向陽小学校	473												
14	貞山小学校	305												
15	開北小学校	415												
16	万石浦小学校	477												
17	大街道小学校	385												
18	中里小学校	351												
19	鹿妻小学校	572												
小計		7,024		731		282		970		452		239		233
うち区域外 就学者数内数		6		1		0		5		2		0		0
1	石巻中学校	322	飯野川中学校	171	雄勝中学校	148	河南東中学校	284	桃生中学校	282	北上中学校	82	鮎川中学校	56
2	住吉中学校	364	河北中学校	169	大須中学校	46	河南西中学校	293			相川中学校	46	大原中学校	76
3	門脇中学校	403	大川中学校	94									寄磯中学校	12
4	湊中学校	299												
5	蛇田中学校	464												
6	荻浜中学校	31												
7	渡波中学校	505												
8	稲井中学校	199												
9	山下中学校	328												
10	青葉中学校	353												
11	万石浦中学校	273												
小計		3,541		434		194		577		282		128		144
うち区域外 就学者数内数		8		0		0		3		1		0		0
合計		10,565		1,165		476		1,547		734		367		377
うち区域外 就学者数内数		14		1		0		8		3		0		0

第8回 石巻地域合併協議会日程（案）

- 1 日 時 平成15年12月11日（木） 午前9時30分から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項
報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第 回）について
- 4 協議事項
協議第 3 号の2 新市の名称（協定項目 3）について
協議第 4 号の2 新市の事務所の位置（協定項目 4）について
協議第 6 号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）について
協議第 25号の1 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目 25-13）について（その1）
協議第 26号の1 ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25-17）について
協議第 27号の1 建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23）について
協議第 28号の1 公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目 25-26）について
- 5 提案事項
協議第 29号 公共的団体等の取扱い（協定項目 16）について
協議第 30号 町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 18）について
協議第 31号 慣行の取扱い（協定項目 19）について
協議第 32号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目 20）について
協議第 33号 窓口事業の取扱い（協定項目 25-8）について
協議第 34号 高齢者福祉事業（協定項目 25-12）について
協議第 35号 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目 25-13）について（その2）
協議第 36号 保育事業の取扱い（協定項目 25-14）について
協議第 37号 環境・衛生関係事業の取扱い（協定項目 25-18）について
協議第 38号 農林関係事業の取扱い（協定項目 25-19）について
協議第 39号 学校教育事業の取扱い（協定項目 25-27）について
協議第 40号 社会福祉協議会の取扱い（協定項目 25-31）について
- 6 その他